

～「障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して 心豊かに暮らせる地域社会」の実現に向けて～



作品テーマ:「やさしさあふれる大切な未来(あした)」

令和5年度に、障がいのあるなしに関わらず、だれもが参加できる余暇活動支援や交流の場の提供を目的として、千曲・坂城地域自立支援協議会(さん・さんネット部会)の主催により開催された「さんきゅーあーと展」において、当事者及び来場者で制作した共同作品です。

動物は「やさしさ」を、上方のバラは坂城町を、下方のあんずは千曲市をイメージし、真ん中には千曲川を表しています。

「やさしさいっぱい未来(あした)」を願った共同作品です。

第3次千曲市障害者計画

千曲市障害福祉計画(第7期)・千曲市障害児福祉計画(第3期)

障害者計画:令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

障害福祉計画・障害児福祉計画:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月 千曲市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画と障がい者福祉をめぐる背景.....	2
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 計画期間	7
第5節 計画の策定と推進の体制.....	8
第2章 障がいのある人を取り巻く環境.....	11
第1節 人口・世帯の状況	11
第2節 障害者手帳等の状況	12
第3節 地域資源の状況	15
第4節 障害福祉サービスの利用状況.....	18
第5節 障がい福祉についての意識・ニーズ.....	24
第6節 前期計画の評価	38
第7節 本市における課題.....	43
第3章 計画の基本的な考え方.....	45
第1節 基本理念	45
第2節 基本目標と基本施策	46
第3節 施策の体系	48
第4章 障がい福祉施策の展開	49
基本施策 1 障がいの有無に関わらず社会参加しやすい環境をつくる	49
第1節 啓発・広報活動の推進	49
第2節 障がいのある人に配慮した公共施設の整備.....	50
第3節 ボランティア活動等への支援.....	51
第4節 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進.....	52
基本施策 2 障がいのある人が安心して生活するための支援体制を強化する	53
第1節 相談支援の充実	53
第2節 雇用と就労支援の充実.....	54
第3節 障がい者福祉施設、設備の充実	56
第4節 住宅、生活環境の整備促進	57
第5節 移動、交通手段の充実	58
第6節 防犯、防災対策の推進	59
第7節 経済的な支援	60
第8節 権利擁護のための施策の充実	61
第9節 優先調達の周知と推進.....	62
基本施策 3 福祉サービスの質と量の継続的な確保を後押しする	63
第1節 在宅福祉サービスの充実	63
第2節 施設福祉サービスの充実.....	64
基本施策 4 将来を見据えた障がい児支援体制を強化する.....	65
第1節 保健・医療サービスの充実.....	65
第2節 障がい児教育の充実	67
第5章 障害福祉サービスの提供(障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期))	68
第1節 成果目標及び活動指標	68
第2節 障害福祉サービス等の見込み量と確保策	79
第3節 障害児福祉サービス等の見込み量と確保策	101
第4節 サービス基盤整備の計画.....	106
資 料 編	107

「障害」という表記について

千曲市障害者計画及び千曲市障害福祉計画・障害児福祉計画では以下の点を勘案しながら、下記のとりの表記方法としています。

■障害や障害者と表記するとき、漢字の持つ意味合いから、「障がい」というように、“ひらがな交じり”などで表記しようとする考えがあります。

■国が設置した「障がい者制度改革推進会議」においても見解が分かれ、「現時点で特定の標記に統一することは困難であり、法令等においても、当面、現状の『障害』を用いること」と結論付けています。

【表記方法】

従来、「障害」と表記していたものについて、法律名、団体名等下記の例のような固有の名称を除き、次のとおり表記することとしました。

- (1)従来、「障害者」や「障害児」と表記してきた、人を表す言葉としては、それぞれ「障がい者」、「障がい児」と表記するものとする。
- (2)また、「障がい者」及び「障がい児」を総称する場合は「障がいのある人」と表記する。
- (3)何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者(児)」と表記する。

(例示)障がい者福祉、障がい者(児)施策、障がい者スポーツ など

- (4)「障害」は「障がい」と「害」を「がい」とひらがな表記する。

(例示)障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい など

【適用除外の例】

法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知等の名称、法律・条例等で使用されている用語、関係団体の名称、関係施設の名称、大会・行事等の名称、行政の担当課の名称

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りとなり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)を令和3(2021)年5月に改正し、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更しました。この改正法は令和6(2024)年4月1日に施行されます。

また、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に報告書を提出し、これに対する審査が令和4(2022)年8月にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われました。同年9月には、同委員会から日本政府へ総括所見が示され、この中では、障害者差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育^{*}などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5(2023)年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

こうした流れの中で、国で示す障害者基本計画及び県で示す障害者計画に沿いながら、本市としての障がい者(児)施策の基本的な理念や方向性などを示す「千曲市障害者計画」と、障がい者及び障がい児の福祉サービス等の事業実施における具体的な展望を示す「千曲市障害福祉計画」・「千曲市障害児福祉計画」を定めることが、義務付けられています。

この3計画は、令和5年(2023)度末をもって終了することから、障がいのある人を取り巻く、環境の変化や施策の変遷の反映及び一層の推進を図るために、今回この3計画を新たに策定します。

^{*}インクルーシブ教育

「人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」との目的の下、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶためのプロセスであり、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮が」提供されることなどが必要とされている。

第2節 計画と障がい者福祉をめぐる背景

本市においては、障がい者(児)施策を推進するために、障がい者(児)施策の中・長期的な計画である「千曲市障害者計画(計画期間:平成30(2018)年度から令和5(2023)年度)」、及び障がいのある人に対して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした「千曲市障害福祉計画・障害児福祉計画(計画期間:令和2(2020)年度から令和5(2023)年度)」(以下この3計画を「本計画」という。)を総合的に推進してきました。

これまでの間、支援費制度の導入、障害者基本法の改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、発達障害者支援法やバリアフリー法の施行、国連での障害者権利条約の採択や地域生活への移行促進、そして、近年においては新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対応やヤングケアラーを含む家族支援の充実、ICTも活用したインクルーシブ教育システムの推進、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や障害者差別解消法の改正が行われ、障がいのある人や障がい者(児)福祉を取り巻く状況は、大きな変革を遂げています。

①障害者基本法の改正

平成16(2004)年6月に障害者基本法が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。また、市区町村の「障害者計画」の策定についても努力義務から義務規定に改められました。

平成23(2011)年7月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月に施行されました。改正された障害者基本法のうち、主なものは次のとおりです。

【障害者基本法(抜粋・要約)】

○「目的規定の見直し」(第1条関係)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

○「障害者の定義の見直し」(第2条関係)

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁^{*}により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

○「地域社会における共生等」(第3条関係)

全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること。

○「差別の禁止」(第4条関係)

障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

^{*}社会的障壁

日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物
(例えば段差のある建物や設備など、制度、慣行、観念、その他一切のもの)

②措置制度から支援費制度へ

平成 12(2000)年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立、併せて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

これらの法改正等を受けて、障がい者(児)福祉に関わるサービスは、平成 15(2003)年4月より、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

③発達障害者支援法の施行

平成 17(2005)年4月には発達障害者支援法が施行され、それまで法や制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった発達障がい※者(児)への支援が、法的に明確化されました。

平成 28(2016)年8月には、発達障害者支援法の一部が改正され、支援が切れ目なく行われることなどが基本理念に盛り込まれたほか、家族なども含めた支援、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

④障害者自立支援法の施行と改正

平成 18(2006)年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障害福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続・基準の透明化・明確化などが図られました。また、併せて利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたことに伴い激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化も図られました。更に、平成 22(2010)年 12 月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正が公布され、応能負担(所得に応じた負担)を原則とする利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

⑤障害者総合支援法の制定等

平成 25(2013)年4月障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)として改正施行されました。同法では、障害者の定義に「難病」等を追加し、平成 26(2014)年4月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

平成 28(2016)年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成

※発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

30(2018)年4月から施行されています。

⑥障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

平成 24(2012)年 10 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、障がいのある人に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくこととなりました。

⑦障害者優先調達推進法の施行

平成 25(2013)年4月から、障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。

⑧障害者権利条約の批准

平成 18(2006)年 12 月、障害者権利条約が第 61 回国際連合総会において採択され、平成 19(2007)年9月、日本も同条約に署名しました。この条約は、全ての人に保障されている普遍的な人権を障がいがあるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

日本においても、この権利条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められました。平成 23(2011)年8月、障害者基本法の一部改正が施行され、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目指すことや、障害者権利条約が採用するいわゆる「社会モデル※」の考え方、障害者の定義の拡大と「合理的配慮」の概念が導入されました。

障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な制度改革が行われた結果、平成 25(2013)年 12 月、国会において権利条約の批准が承認されました。

⑨障害者差別解消法の施行

平成 28(2016)年4月、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。

⑩障害者雇用促進法の改正

平成 28(2016)年4月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が改正され、雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止や障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)、及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える措置などが新たに定められました。

※社会モデル

「障がい」は社会(モノ、環境、人的環境等)と個人の心身機能の障がいがあいまって作り出されているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方。

⑪バリアフリー法の施行

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)として一本化され、平成18(2006)年12月に施行されました。

⑫障害者差別解消法の改正

令和3(2021)年に改正が行われ、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、令和6(2024)年度から施行されることとなりました。

⑬障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

全ての障がいのある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和4(2022)年5月に施行されました。

第3節 計画の位置づけ

【障害者計画】

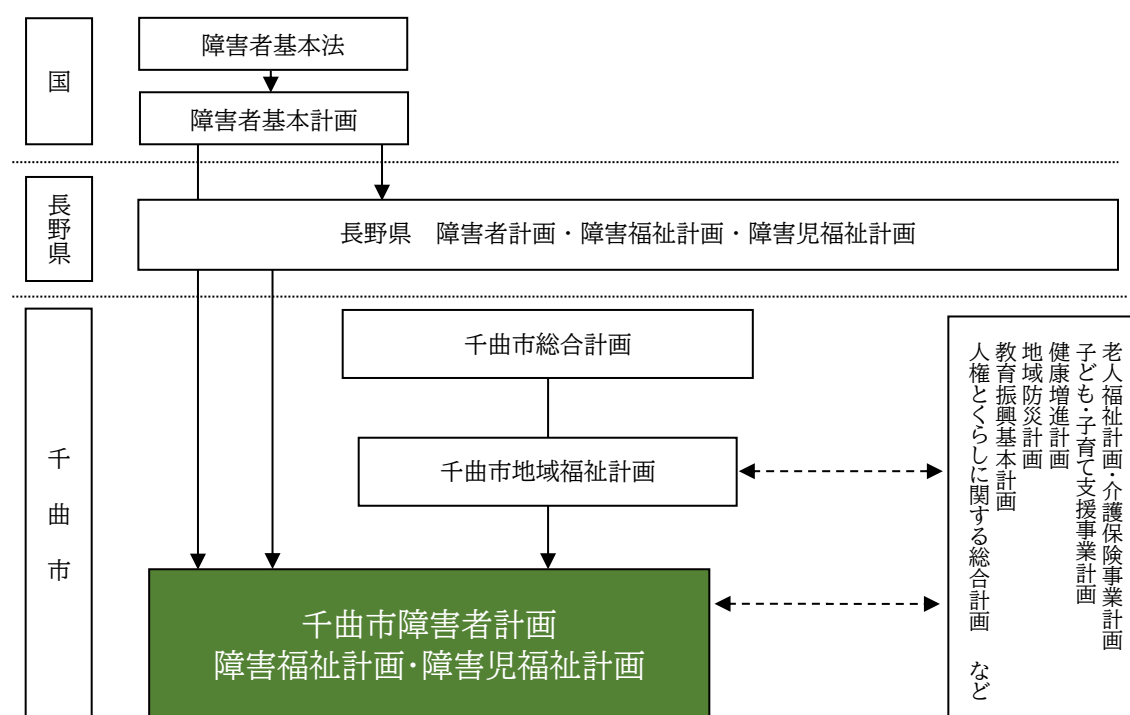
障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な市町村障害者計画」として策定するものであり、本市における障がい者（児）施策の目標と具体的な方策を定め、障がい者（児）施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

また、障害者計画は国で定める「障害者基本計画」や県で定める「長野県障がい者プラン」等の内容を十分に踏まえながら、本市の上位計画である「千曲市総合計画」や地域福祉の基本的な方向性を示す「千曲市地域福祉計画」をはじめ、各分野の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、障害福祉サービス等の提供体制の確保及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的として、上記計画との整合性を図りながら策定するものです。

▼計画の位置づけと関連計画



▼本計画が含む各計画の内容

障害者計画	障がい者（児）施策の基本理念、基本目標、基本施策、施策の方向性などを定めるもの	障害福祉計画	障がい者の福祉サービス等の事業実施計画
		障害児福祉計画	障がい児の福祉サービス等の事業実施計画

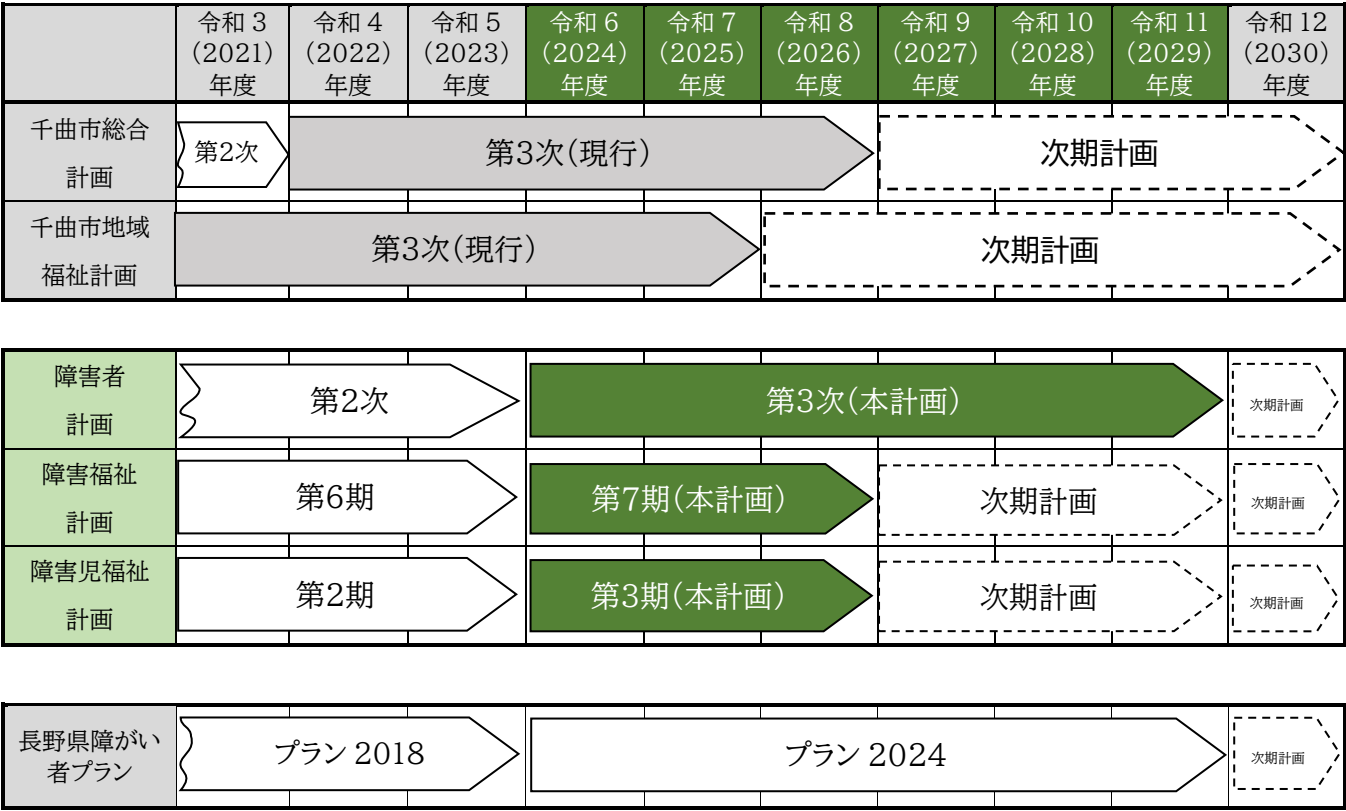
第4節 計画期間

第3次千曲市障害者計画は、令和6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの 6 年間、千曲市障害福祉計画(第7期)及び障害児福祉計画(第3期)は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの 3 年間を計画期間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、令和8(2026)年度に次期計画を策定するものとし、同年度には障害者計画についても必要に応じた見直しを行います。

また、国及び県の障がい者(児)福祉政策の見直しが行われた場合にも、必要に応じて計画期間中において見直しを行います。

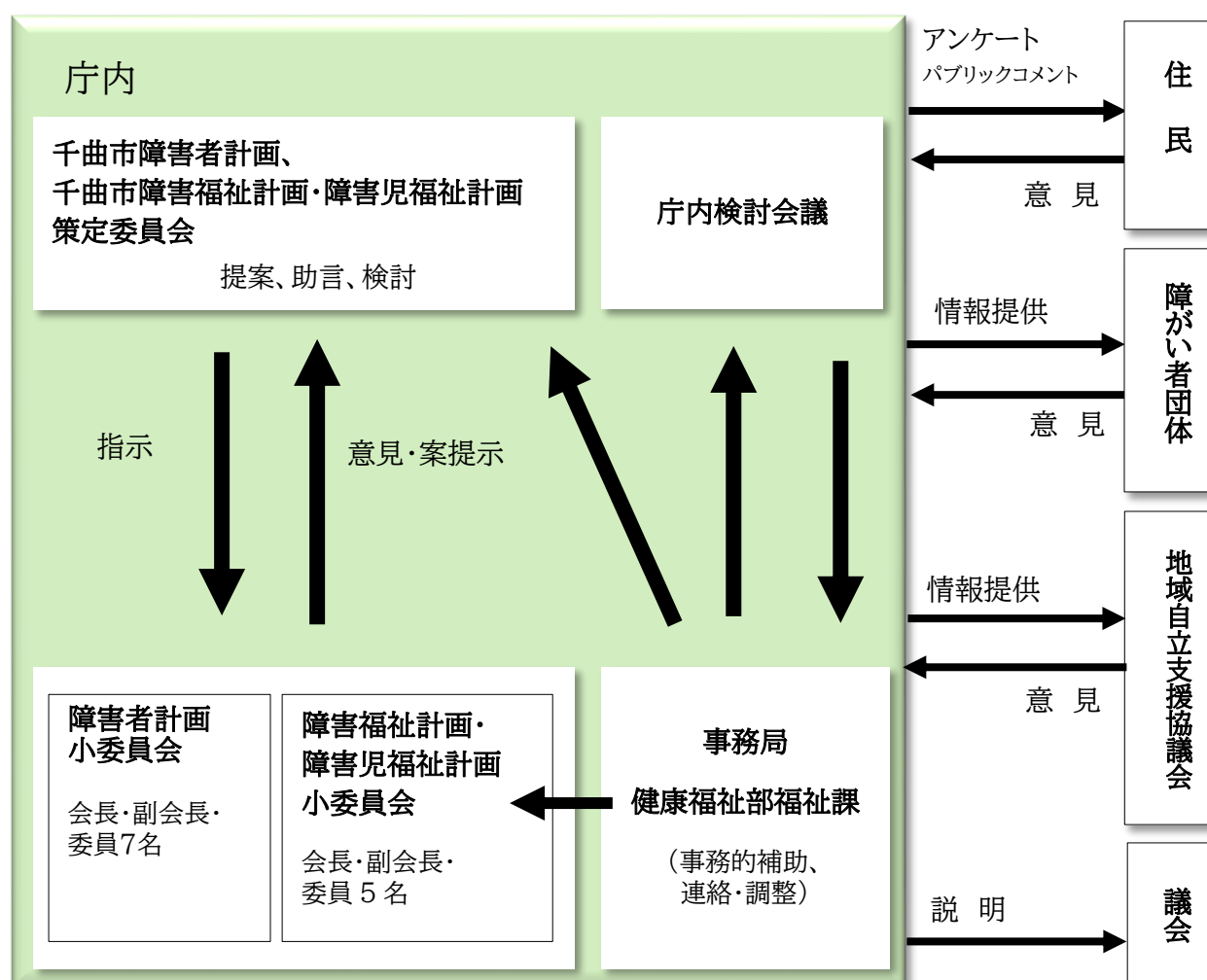
▼計画期間



第5節 計画の策定と推進の体制

1. 策定体制

本計画は、地域の有識者や障がい者団体の代表等によって構成される「次期千曲市障害者計画及び千曲市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）策定委員会」を設置し本計画を一体的に審議し、策定します。また、これと平行して、庁内検討会議を開催し、庁内においても横断的な調整を行っています。本計画の策定にあたっては、当事者またはその家族、及び地域自立支援協議会へのアンケート調査を通じての実態把握と、小委員会などでの課題や方向性についての検討も踏まえて策定します。

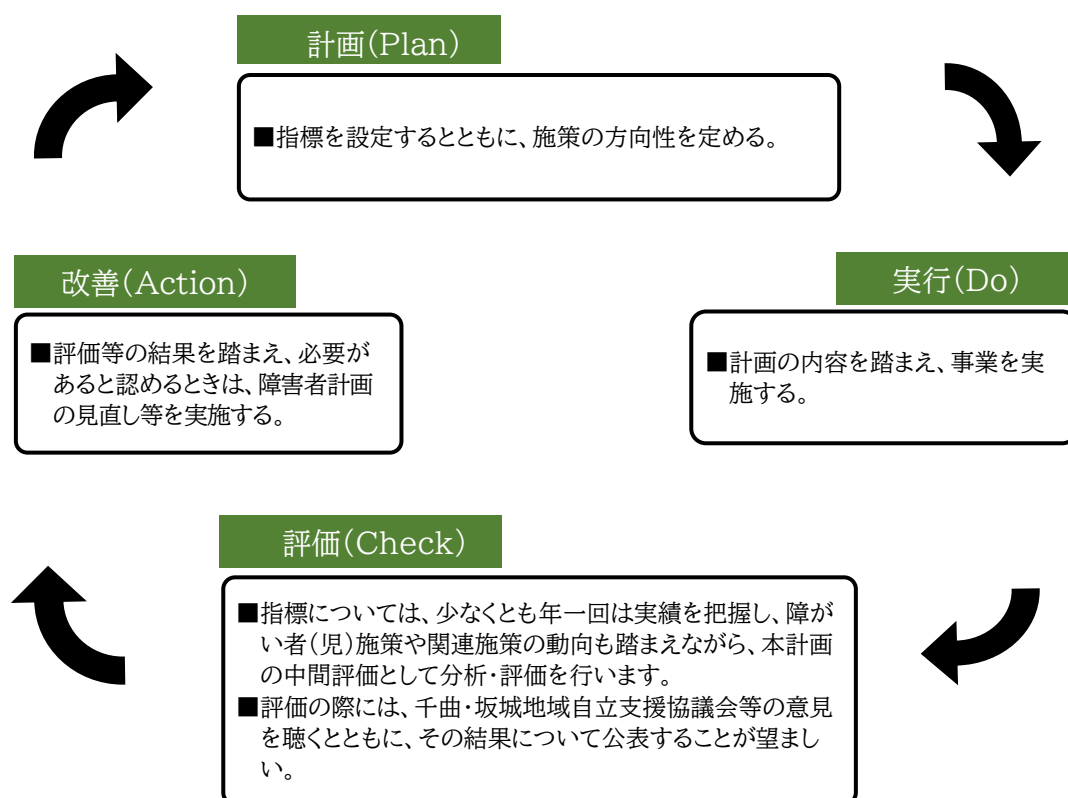


2. 推進体制

(1) 進捗管理

計画の進捗管理は、福祉課が中心となり、計画で定めた施策を実行するとともに、定期的に指標の確認を通じ、検証と改善を行い、PDCA サイクルを展開していきます。

▼本計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



(2) 推進のための連携体制

本計画、また関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら各計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、千曲市の計画策定委員会、または、千曲・坂城地域自立支援協議会※において、計画の途中で本計画を点検・評価し、その結果を市ホームページ等で公表します。

※千曲・坂城地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むために、事業者、雇用、教育、医療等の関係者からなる地域ネットワークの推進を図る目的を持った組織で、当地域では、千曲市、坂城町が共同して設置をしています。

(3) 圏域での連携

長野県及び長野圏域内の市町村と連携を図り、千曲・坂城地域自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を行うとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

(4) 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と、人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(5) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、行政機関や社会福祉法人、関係機関（医療機関、教育機関、公共職業安定所、その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関など）、市内外の様々な福祉施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体、NPO 団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

第2章 障がいのある人を取り巻く環境

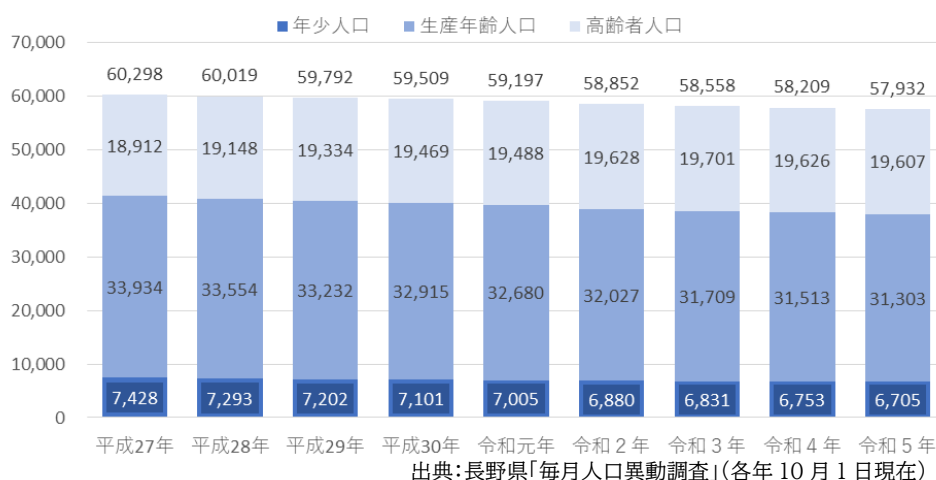
第1節 人口・世帯の状況

本市の人口は、平成12(2000)年の64,549人をピークに減少に転じています。

令和5(2023)年10月1日現在で57,932人です。令和元(2019)年から令和5年までの5年間で1,265人減少しており、人口減少が今後も続く予想されています。

年齢別にみると、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にある一方、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあります。

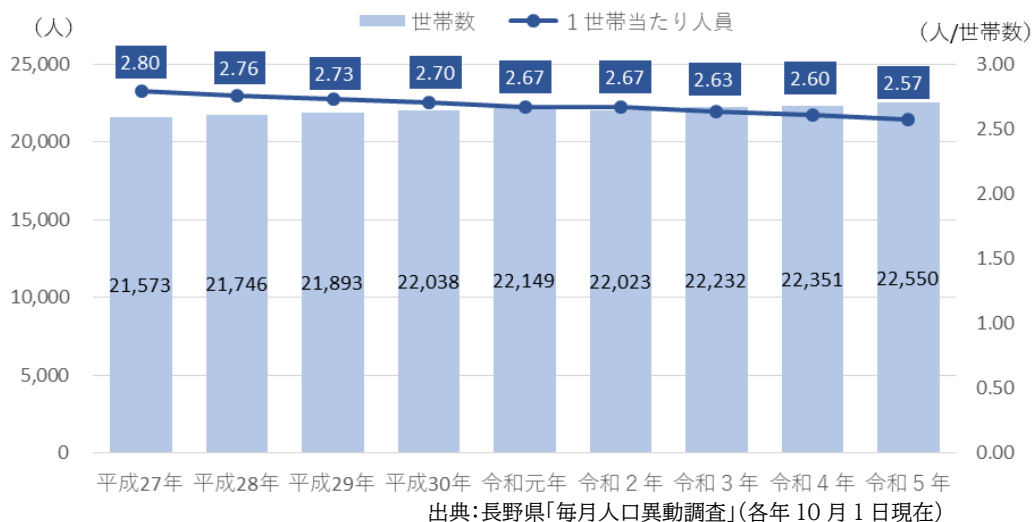
図表1 年齢3区分別人口の推移



本市の世帯数は、令和5(2023)年10月1日現在で22,550世帯となっており、令和元(2019)年から401世帯増加しています。

一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、令和元(2019)年の2.67人から令和5(2023)年には2.57人となっています。核家族化や一人暮らしの増加がうかがえます。

図表2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



第2節 障害者手帳等の状況

1 身体障がい者

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向であり、平成 29(2017)年度の 2,613 人から令和 4(2022)年度には、2,405 人になっています。総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は平成 29 年度の 4.37%から、令和 4 年度の 4.13%に微減しています。

等級別では、「1級」は令和 2(2020)年度をピークに徐々に減少しており、「2級」「3級」「4級」「5級」「6 級」も年々減少傾向にあります。

また、障害区分別にみると、「視覚障がい」「肢体不自由」は年々減少傾向、「内部障がい」は各年度で増減があるものの増加傾向、「聴覚・平衡機能障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」は横ばいで推移しています。

図表 3 身体障害者手帳所持者数の推移

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
等級別(人)	1 級	627	634	643	660	656	645
	2 級	363	358	354	356	344	336
	3 級	599	572	556	575	566	532
	4 級	668	660	653	653	625	599
	5 級	181	177	175	173	165	154
	6 級	175	172	161	153	145	139
障害区分別(人)	視覚障がい	154	149	145	141	131	133
	聴覚・ 平衡機能障がい	225	222	218	220	217	204
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	28	27	28	32	30	29
	肢体不自由	1,496	1,458	1,409	1,398	1,337	1,280
	内部障がい	710	717	742	779	786	759
合計(人)		2,613	2,573	2,542	2,570	2,501	2,405
総人口に占める割合(%)		4.37	4.32	4.29	4.37	4.27	4.13

出典:市福祉課

※手帳所持者数は各年度3月31日時点、総人口は各年度10月1日時点に基づき算出

2 知的障がい者

本市の療育手帳所持者数は、平成 29(2017)年度以降増加傾向にあり、令和 4(2022)年度では 669 人となっています。総人口に占める割合は平成 29 年度の 0.99%から令和 4 年度の 1.15%に微増しています。

等級別にみると、「A(重度・中度)」「B(中度・軽度)」所持者ともに、増加傾向にあります。

図表 4 療育手帳所持者数の推移

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
等級別 (人)	A	186	191	195	194	194	197
	B	407	425	433	433	445	472
合計(人)		593	616	628	627	639	669
総人口に 占める割合(%)		0.99	1.04	1.06	1.07	1.09	1.15

出典：市福祉課

※手帳所持者数は各年度3月31日時点、総人口は各年度10月1日時点に基づき算出

3 精神障がい者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29(2017)年度の 583 人から5年間で 188 人増加し、令和 4(2022)年度では 771 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、平成 29 年度の 0.98%から、令和 4 年度は 1.32%となっています。

等級別では、令和4年度は「1級」「2級」で全体の9割以上を占めています。また、どの等級においても増加傾向となっています。

図表 5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
等級別(人)	1 級	304	316	336	352	378	390
	2 級	240	248	280	278	300	329
	3 級	39	35	55	43	44	52
合計(人)		583	599	671	673	722	771
総人口に 占める割合(%)		0.98	1.01	1.13	1.14	1.23	1.32

出典：市福祉課

※手帳所持者数は各年度3月31日時点、総人口は各年度10月1日時点に基づき算出

※精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症、うつ病、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がいなどのある人を対象としています。

第3節 地域資源の状況

1 障害福祉サービス等提供事業所

(1) 障害福祉サービス等

市内の障害福祉サービス、障害児通所支援等提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表 6 障害福祉サービス等提供事業所の状況

事業項目	事業所数 (R2.10.1)	事業所数 (R5.10.1)	総定員数 (人)※1 (R5.10.1)
居宅介護	8	9	
重度訪問介護	7	8	
同行援護	3	3	
行動援護	2	2	
重度障害者等包括支援	0	0	
生活介護	5	8	167
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0
就労移行支援	3	3	32
就労継続支援A型	2	2	37
就労継続支援B型	8	8	139
就労定着支援	1	1	
療養介護	1	1	45
短期入所(福祉型)	5	5	9
短期入所(医療型)	1	1	空床型※2
自立生活援助	0	0	
共同生活援助	9	12	71
施設入所支援	2	2	80
相談支援(一般相談支援)	1	1	
相談支援(指定特定相談支援)	9	11	

出典：市福祉課(令和5(2023)年10月1日現在)

※1 一部の施設整備等を要するサービスでないものは、定員数を定めておらず上記の表においては斜線で示しています。

※2 空床型：施設入所支援、グループホーム等の夜間のサービスで、全部または一部の入所者に利用されていない居室を利用した運営を行う形態

事業項目	事業所数 (R2.10.1)	事業所数 (R5.10.1)	総定員数 (人)※1 (R5.10.1)
児童発達支援	1	0	
居宅訪問型児童発達支援	0	0	
児童発達支援・放課後等デイサービス(多機能型)	2	4	50
放課後等デイサービス	6	5	50
保育所等訪問支援	0	0	
医療型児童発達支援	1	1	40
医療型障害児入所施設(療養介護含)	1	1	75
相談支援(指定障害児相談支援)	7	7	

出典:市福祉課(令和5(2023)年10月1日現在)

(2)地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は、移動支援事業が5か所、日中一時支援事業が5か所、地域活動支援センター事業が3か所となっています。

また、手話通訳者、要約筆記奉仕員による意思疎通支援事業は、長野県登録手話通訳者及び本市で登録した通訳者、奉仕員を派遣し実施しています。

図表 7 地域生活支援事業提供事業所の状況

(単位:か所)

事業項目	事業所数 (R2.10.1)	事業所数 (R5.10.1)
移動支援事業	5	5
日中一時支援事業	3	5
地域活動支援センター事業	3	3

出典:市福祉課(令和5(2023)年10月1日現在)

※1 一部の施設整備等を要するサービスでないものは、定員数を定めておらず上記の表においては斜線で示しています。

2 相談支援

(1)障がい者・児相談支援事業所

障がい者・児の自立した社会生活の実現を目的として、障がい者・児等からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を行っています。現在市内では、指定一般相談支援事業所が1か所、指定特定相談支援事業所が11か所、指定障害児相談支援事業所が7か所、相談業務に携わっています。

(2)障害者相談員

障害者相談員が障がい者・児に関する相談に応じ、必要な助言等を行っています。市長から委嘱された9名が活動しています。

(3)民生委員、児童委員

厚生労働大臣から委嘱された民生児童委員が、地域福祉の増進を図るため、市内各地区で、関係機関と協力して、心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導等する活動をしています。

(4)基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援の強化、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待防止、地域自立支援協議会の運営に関することなどに取り組んでいます。

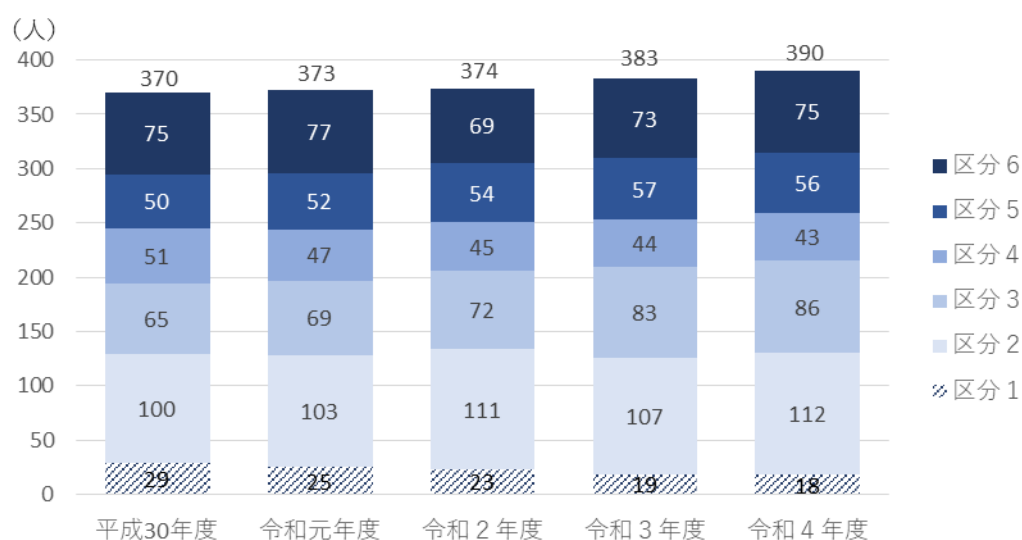
第4節 障害福祉サービスの利用状況

1 障害福祉サービス利用者数の推移

障害福祉サービス利用者数は、ここ数年においては新型コロナウイルス感染症の影響という特殊事情があるものの、令和4(2022)年度は586人となっており、増加傾向にあります。

障害支援区分別にみると、令和4年度末現在「区分2」が112人と最も多く、次いで「区分3」「区分6」が多くなっています。

図表 8 障害支援区分別サービス利用者数の推移



図表 9 障害支援区分別サービス利用者数の推移(表)

(単位:人)

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害支援区分	区分1	29	25	23	19	18
	区分2	100	103	111	107	112
	区分3	65	69	72	83	86
	区分4	51	47	45	44	43
	区分5	50	52	54	57	56
	区分6	75	77	69	73	75
合 計		370	373	374	383	390

出典:市福祉課

2 サービスの種類別利用人数・利用量の推移

(1) 訪問系サービス

新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、単純に増加または減少傾向というものは少ないものの、重度訪問介護及び行動援護は利用者が増加傾向にあります。

図表 10 訪問系サービスの利用人数・利用時間の推移(各年度月平均)



図表 11 サービス別訪問系サービスの利用人数・利用日数の推移(各年度月平均)

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅介護	人数	67	66	66	66	64
	時間	980	857	844	792	739
居宅介護(基準該当) ^{※1}	人数	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	2
重度訪問介護	人数	1	0	0	1	2
	時間	23	0	0	6	258
同行援護	人数	19	19	17	17	18
	時間	184	202	169	173	163
行動援護	人数	1	2	2	3	0
	時間	45	63	40	39	12
行動援護(基準該当) ^{※1}	人数	0	0	0	0	4
	時間	0	0	0	0	27
重度障害者等 包括支援	人数	1	2	2	2	2
	時間	730	1,404	1,456	1,460	1,460
合計	人数	89	89	87	89	91
	時間	1,962	2,526	2,509	2,470	2,661

出典：市福祉課

※年間を通じて数か月等の利用があった場合でも、月平均で算出し、小数第1位を四捨五入しているため、0人と表示している場合があります。

※1 基準該当とは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件(人員・設備及び運営に関する基準)のうち、一部を満たしていない事業者で、別途定められた一定の基準を満たしたサービス提供事業所を指します。

(2) 日中活動系サービス

生活介護及び就労継続支援 B 型、就労定着支援については利用人数・利用日数共に増加傾向にあります。また、短期入所(福祉型)は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数・日数ともに減少したと考えられます。

図表 12 日中活動系サービスの利用人数・利用日数の推移(各年度月平均)



図表 13 サービス別日中活動系サービスの利用人数・利用日数の推移(各年度月平均)

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活介護	人数	141	140	137	144	147
	日数	2,807	2,784	2,705	2,942	3,086
自立訓練 (機能訓練)	人数	1	1	2	2	0
	日数	21	2	38	43	5
自立訓練 (生活訓練)	人数	9	41	31	92	118
	日数	109	4	3	6	6
宿泊型自立訓練	人数	4	5	3	2	4
	日数	64	123	91	71	99
就労移行支援	人数	21	26	24	23	16
	日数	345	416	441	405	274
就労継続支援 A 型	人数	22	21	19	20	21
	日数	446	426	401	410	429
就労継続支援 B 型	人数	164	176	183	194	197
	日数	2,899	3,053	3,189	3,606	3,528
就労定着支援	人数	0	4	6	6	8
	日数	0	4	6	7	8

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療養介護	人数	15	15	15	14	13
	日数	445	336	448	423	396
短期入所 (福祉型)	人数	34	34	24	22	15
	日数	213	211	147	168	92
短期入所 (医療型)	人数	3	2	1	0	2
	日数	10	9	4	1	6
合計	人数	414	465	445	519	541
	日数	4,013	4,014	4,015	4,016	4,017

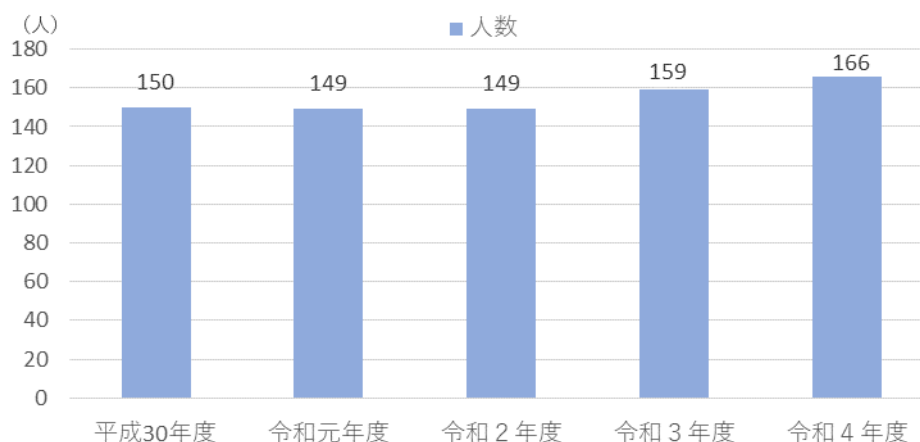
出典：市福祉課

※年間を通じて数か月等の利用があった場合でも、月平均で算出し、小数第1位を四捨五入しているため、0人と表示している場合があります。

(3) 居住系サービス

共同生活援助について、利用者・利用日数ともに増加傾向にあります。

図表 14 居住系サービスの利用人数の推移(各年度月平均)



図表 15 サービス別居住系サービスの利用人数の推移(各年度月平均)

種 類		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立生活援助	人数	0	0	0	1	1
	うち精神障がい者の利用	0	0	0	1	1
共同生活援助	人数	71	75	77	83	91
	日数	2,018	2,182	2,262	2,497	2,829
うち日中サービス支援型	人数	0	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用	人数	20	22	23	25	27
うち重度障がい者の利用	人数	0	0	0	0	0
施設入所支援	人数	79	74	72	76	75
合計	人数	150	149	149	160	167

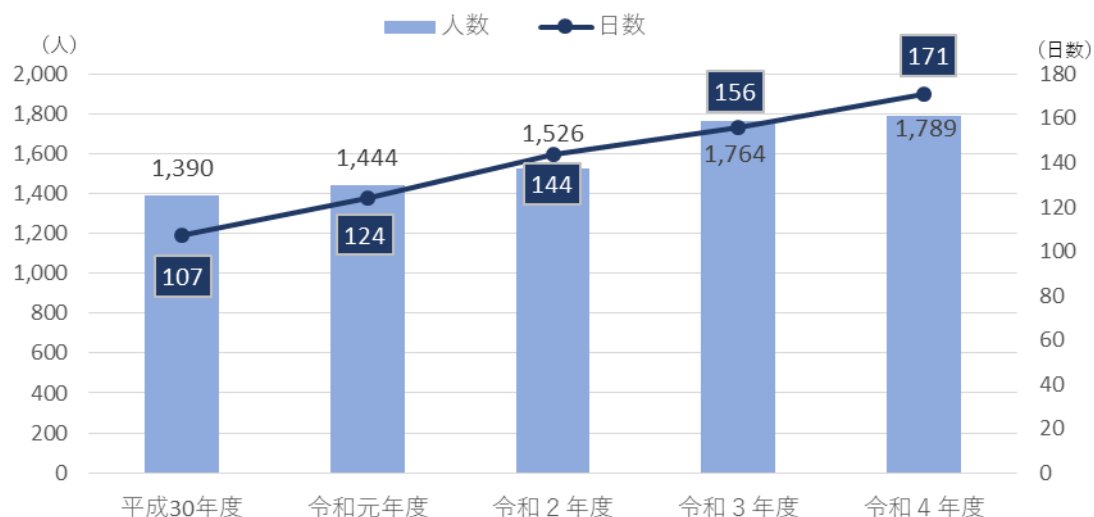
出典:市福祉課

※数値は、少数第1位を四捨五入しています。

(4)障がい児支援

放課後等デイサービス・児童相談支援について、大幅な増加傾向にあります。

図表 16 障がい児支援サービスの利用人数の推移(各年度月平均)



図表 17 サービス別障がい児支援サービスの利用人数の推移(各年度月平均)

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童発達支援	人数	338	296	265	417	335
	日数	29	25	28	35	37
医療型 児童発達支援	人数	152	99	55	54	51
	日数	4	8	5	5	6
放課後等 デイサービス	人数	867	1,005	1,148	1,244	1,340
	日数	73	90	109	113	125
保育所等 訪問支援	人数	1	2	4	3	3
	日数	1	1	2	3	3
居宅型 児童発達支援	人数	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0
児童相談支援	人数	32	42	54	46	60
合計	人数	1,390	1,444	1,526	1,764	1,789
	日数	107	124	144	156	171

出典：市福祉課

※数値は、少数第1位を四捨五入しています。

第5節 障がい福祉についての意識・ニーズ

1 アンケート調査の概要

(1) 調査方法

本市では、障がいのある方にとっての、日々の暮らしの状況や福祉サービス等についての意向を把握するために、市内在住の障がいのある方を対象としたアンケート調査を実施しました。

○調査対象：以下の方から無作為抽出

- ・本市から身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ・本市から障害福祉サービス・障害児通所支援等の支給決定を受けている方（保護者含む）
- ・市内にお住いの難病のある方

○調査期間：令和5年9月1日～9月18日

○配布方法：郵送配布

○配布・回収

配布数	回収数	回収率
600 票	420 票	70.0%

（参考）前回計画における配布・回収

配布数	回収数	回収率
616 票	392 票	63.6%

(2) 調査結果を見る際の注意点

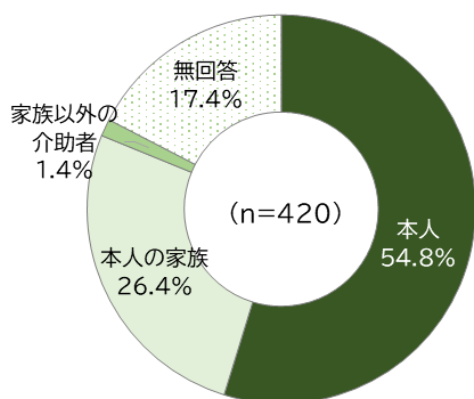
- 原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、当該設問に回答した人数を表しており、構成比を算出する際の母数となっています。
- 百分率による集計では、すべて小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。また、グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。

2 アンケート調査結果について

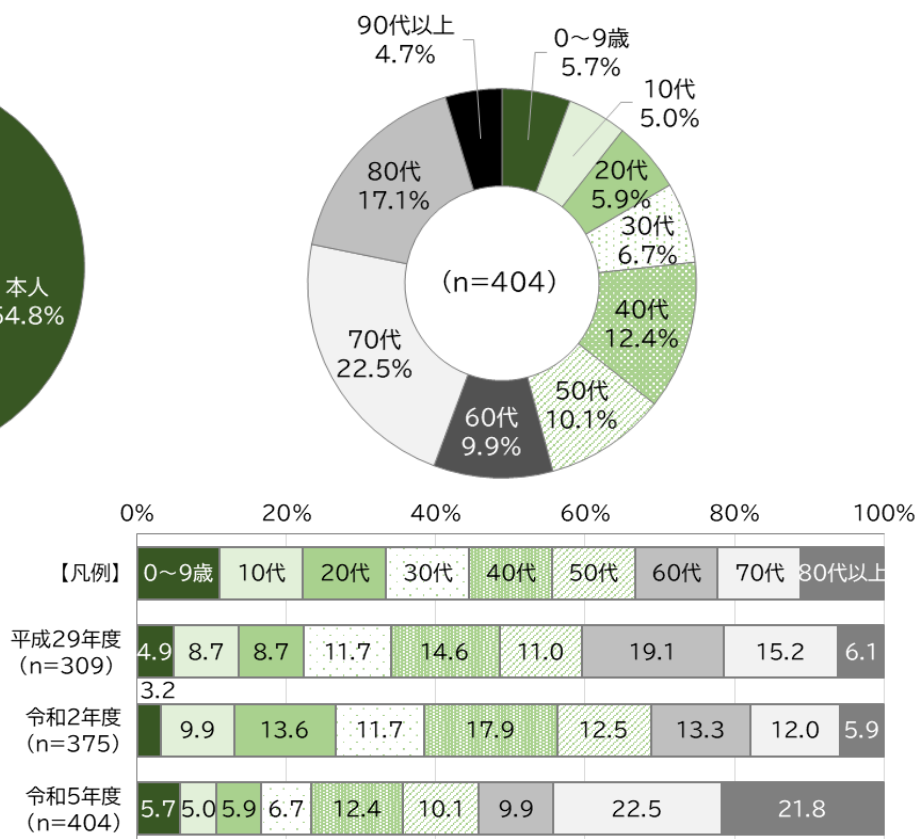
(1) 回答者の属性等

回答者に占める割合は、本人による回答が 54.8%、本人の家族及び家族以外の介助者による回答が 27.8% (無回答: 17.4%) となっています。回答者の年代は 60 代以上で過半数となっています。

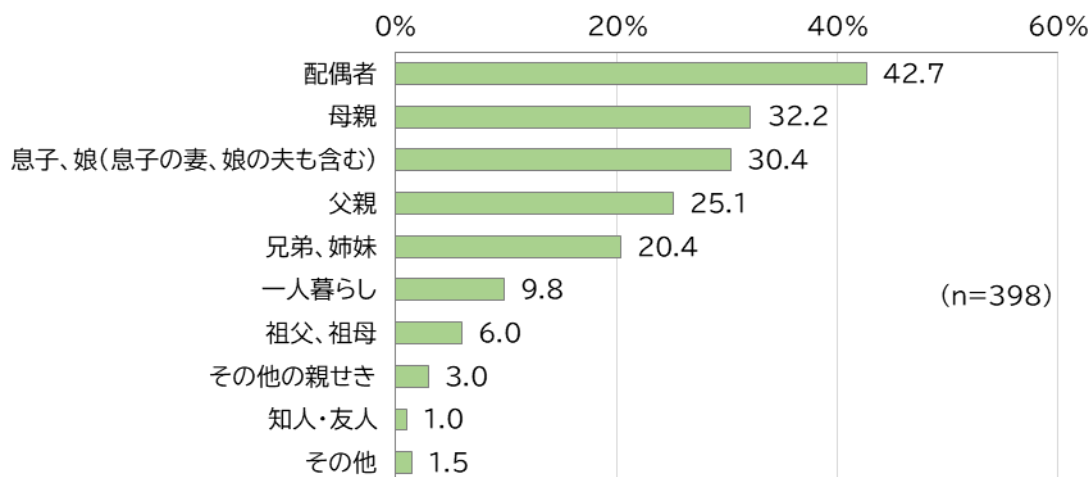
図表 18 回答者



図表 19 回答者の年代



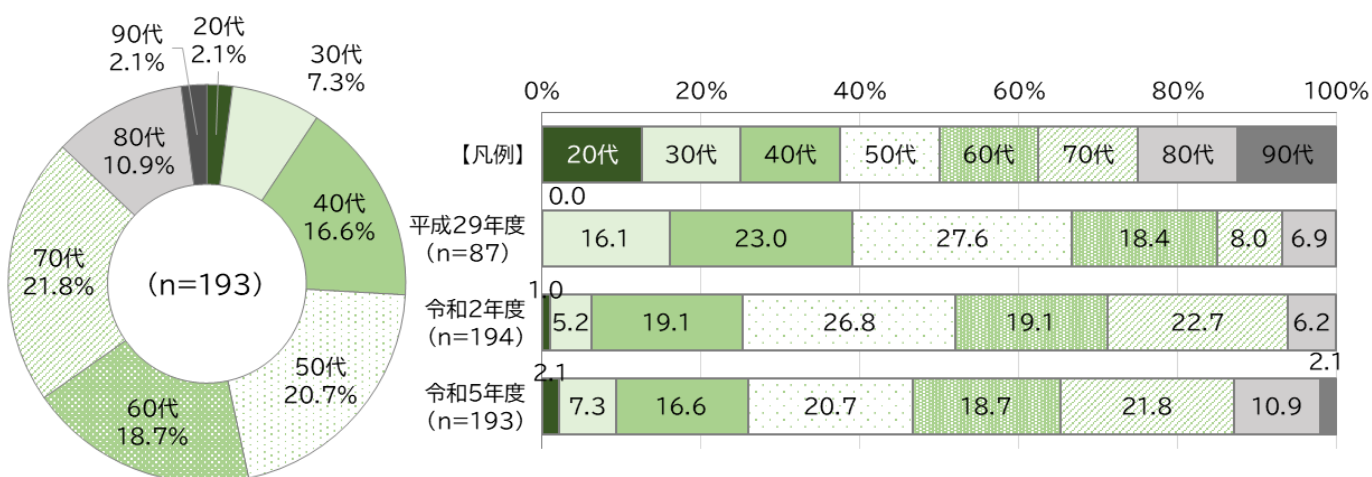
図表 20 回答者が一緒に暮らしている人(複数回答)



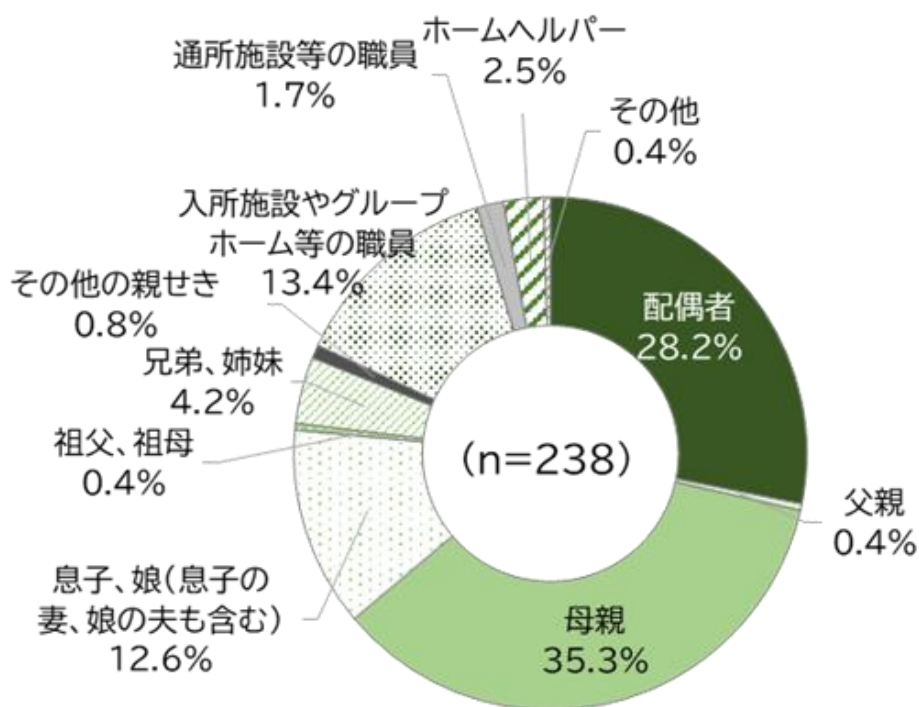
(2) 介助者の状況

介助者の年代は20代から90代まで幅広く、60代以上が過半数を占めています。
 主な介助者は「母親」が35.3%と最も多く、次いで「配偶者」(28.2%)となっています。

図表 21 介助者の年代



図表 22 主な介助者



(3)地域での暮らし方

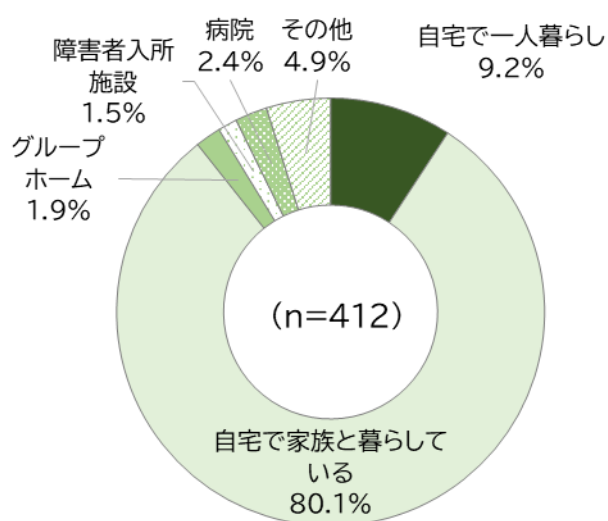
現在暮らしている場所については、「自宅で家族と暮らしている」が80.1%となっています。

また、今後3年以内に暮らしたい場所では、「自宅で家族と暮らす」割合は77.9%で、現状よりやや下がっています。

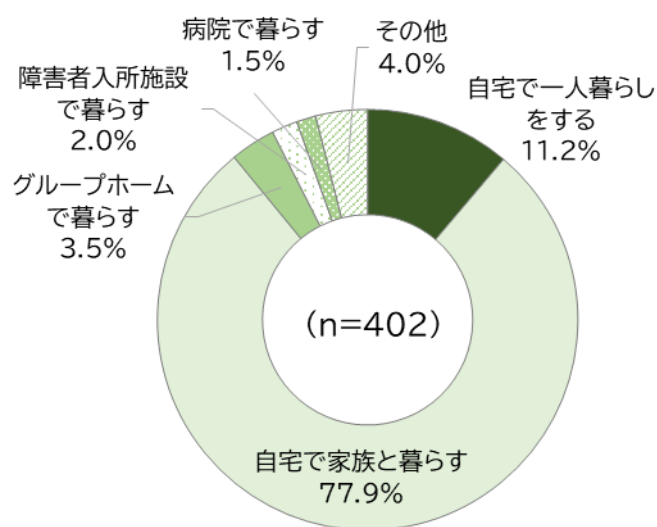
一方で「自宅で一人暮らしをする」「グループホーム」「障害者入所施設」の割合がやや上がっています。

一人暮らしをするために必要なこととしては、「経済的な負担の軽減」が50.0%と最も割合が高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が40.9%となっています。

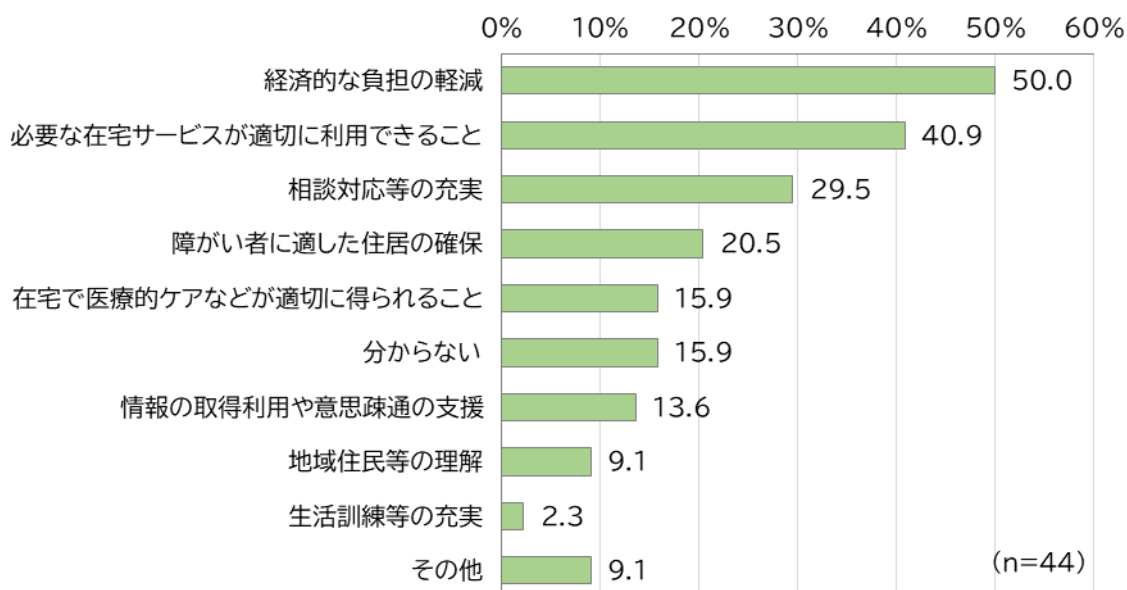
図表 23 現在暮らしている場所



図表 24 今後3年以内に暮らしたい場所



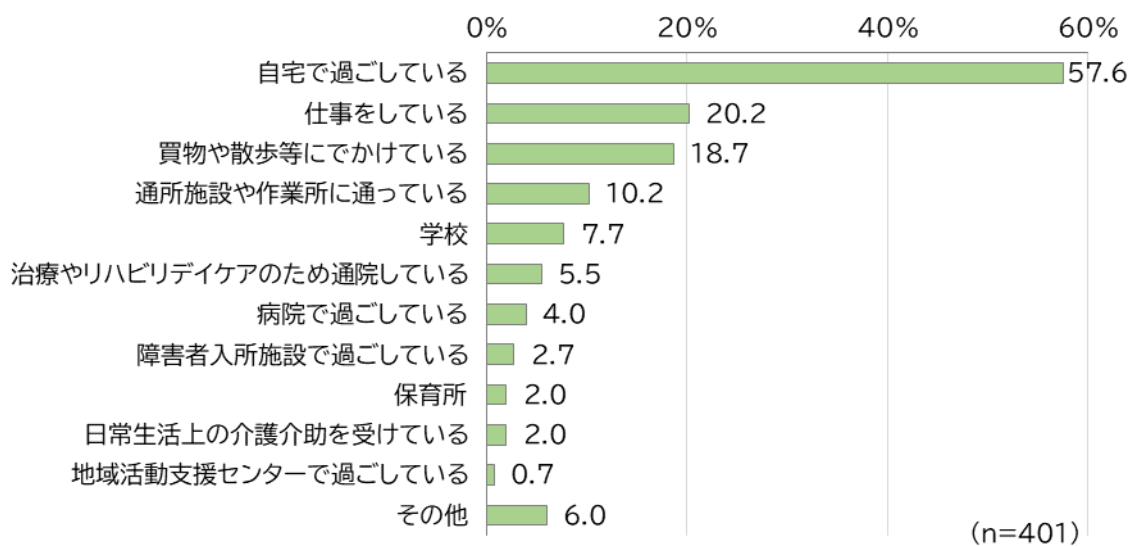
図表 25 一人暮らしをするために必要なこと(複数回答)



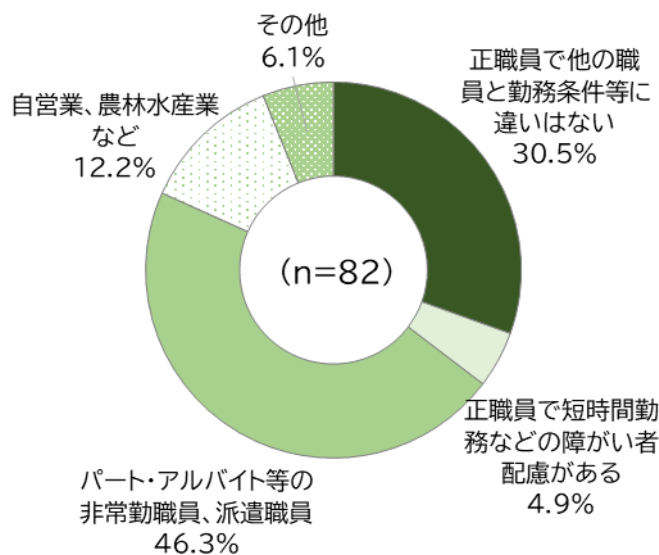
(4) 就労の状況

就労状況をみると、平日の日中に「仕事をしている」割合は 20.2%となっており、うち「正職員」が 35.4%、パート・アルバイト等が 46.3%、自営業・農林業等が 12.2%などとなっています。

図表 26 平日・日中の過ごし方



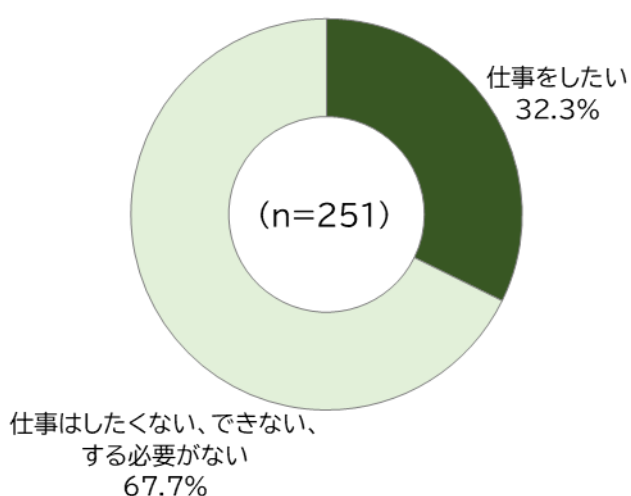
図表 27 勤務形態(「仕事をしている」人のみ)



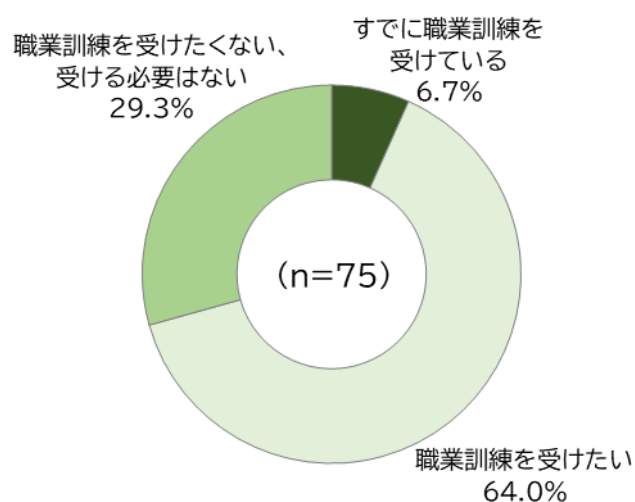
現在仕事をしていない人のうち、「仕事をしたい」割合は 32.3%、うち職業訓練を受けているか受けたと考えている人は 70.7%となっています。

働くために必要だと感じることとしては、「健康状態・障がいに適した働き方・仕事内容であること」が 60.3%と最も割合が高く、次いで「自宅または自宅の近くで働けること」「職場の人たちが障がいについて十分理解していること」「障がい者が雇用される機会が増えること」などとなっています。

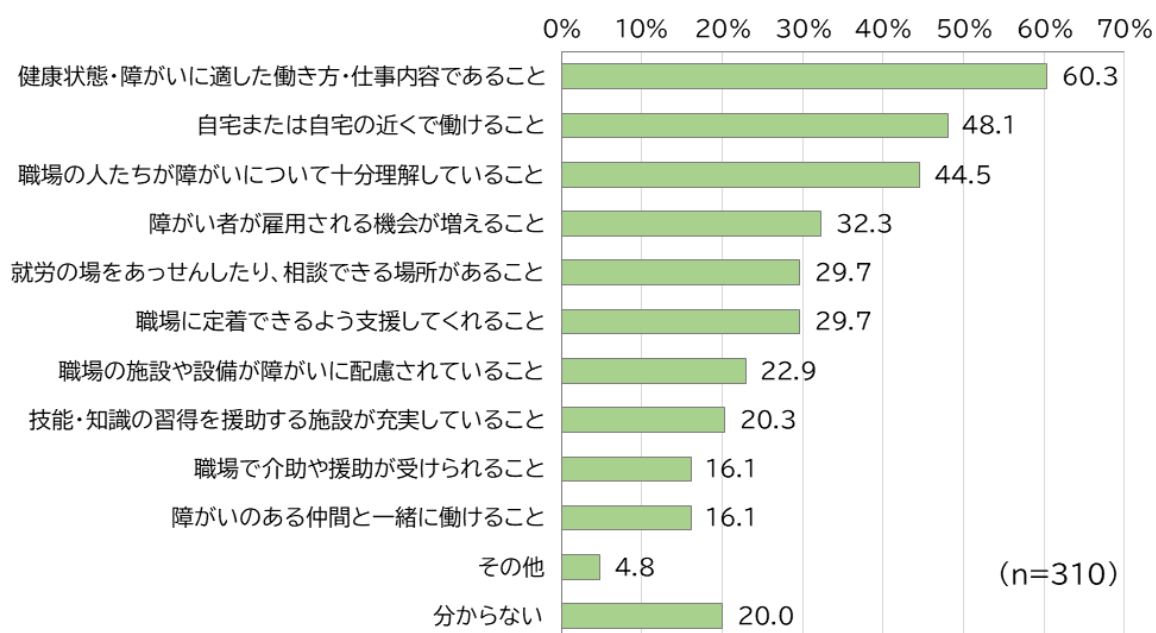
図表 28 今後収入を得る仕事をしたいか
（「仕事をしている」以外の人）



図表 29 職業訓練を受けたいと思うか
（「仕事をしたい」以外の人）



図表 30 働くために必要だと感じること（複数回答）

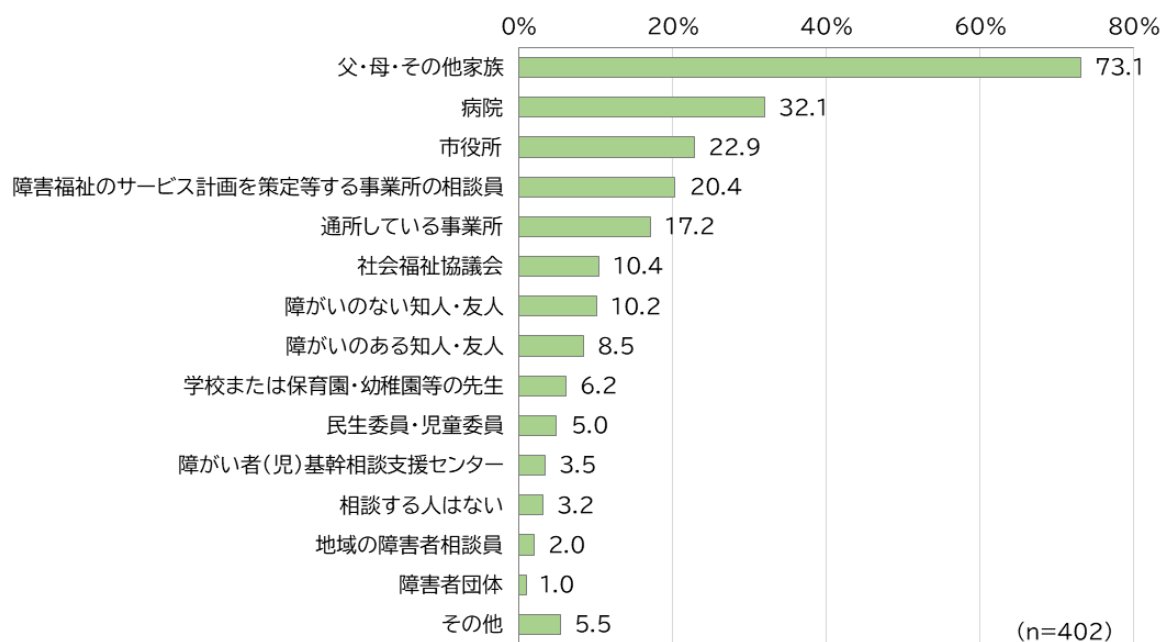


(5) 相談支援について

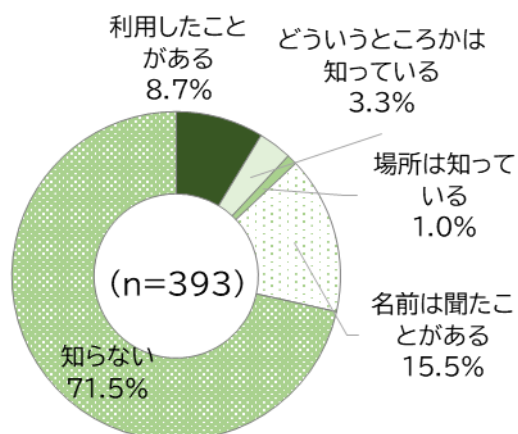
普段の主な相談相手としては「父・母・その他家族」が 73.1%で最も割合が高く、次いで「病院」「市役所」などとなっています。

「障がい者(児)基幹相談支援センター」の認知度については、「知らない」が 71.5%を占めています。

図表 31 主な相談相手(複数回答)



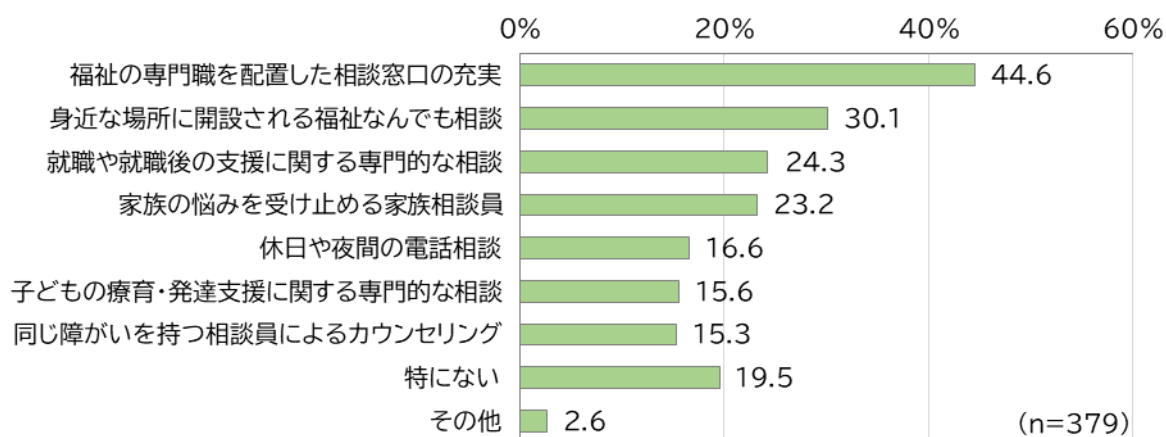
図表 32 「障がい者(児)基幹相談支援センター」の認知度



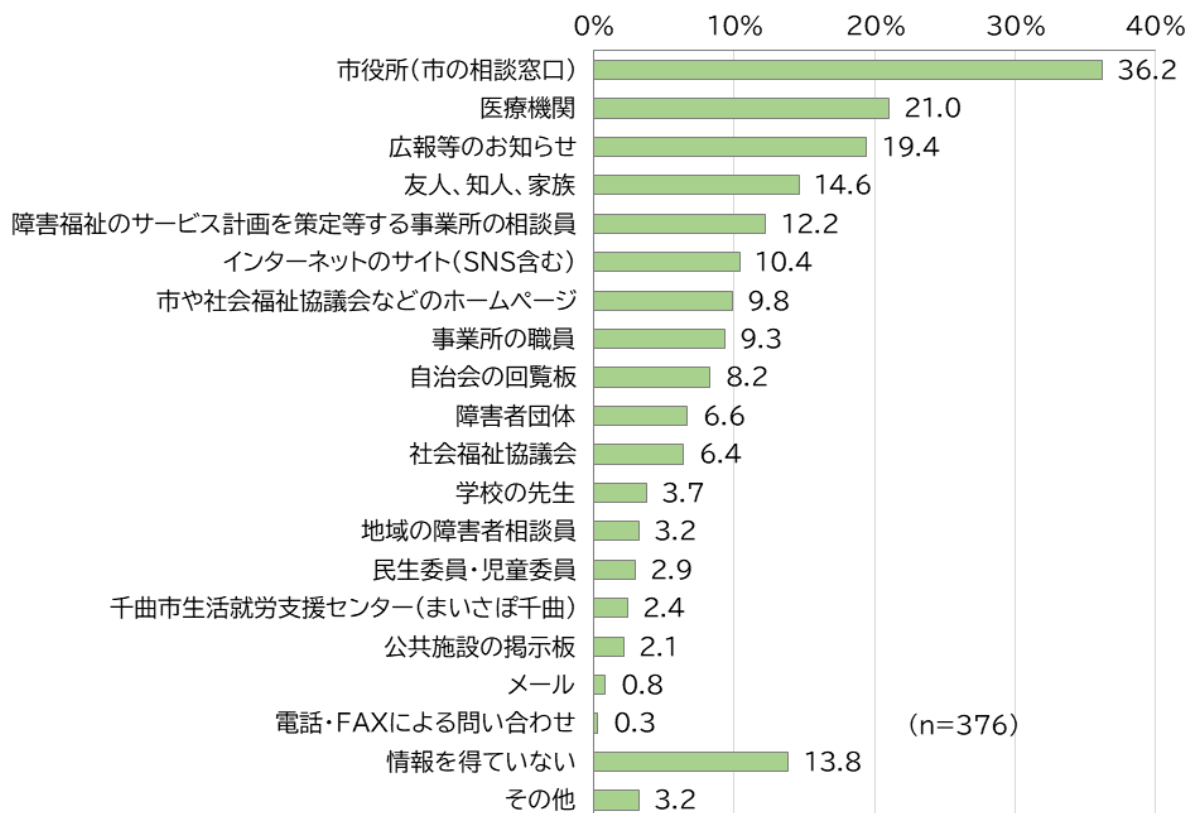
相談支援体制として充実してほしいこととしては、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が44.6%と最も割合が高くなっています。

また、障がいのことや福祉サービスについての情報入手先については、「市役所」が36.2%で最も割合が高く、次いで「医療機関」「広報等のお知らせ」などとなっています。

図表 33 相談支援体制として充実してほしいこと(複数回答)



図表 34 障がいのことや福祉サービスについての情報入手先(複数回答)

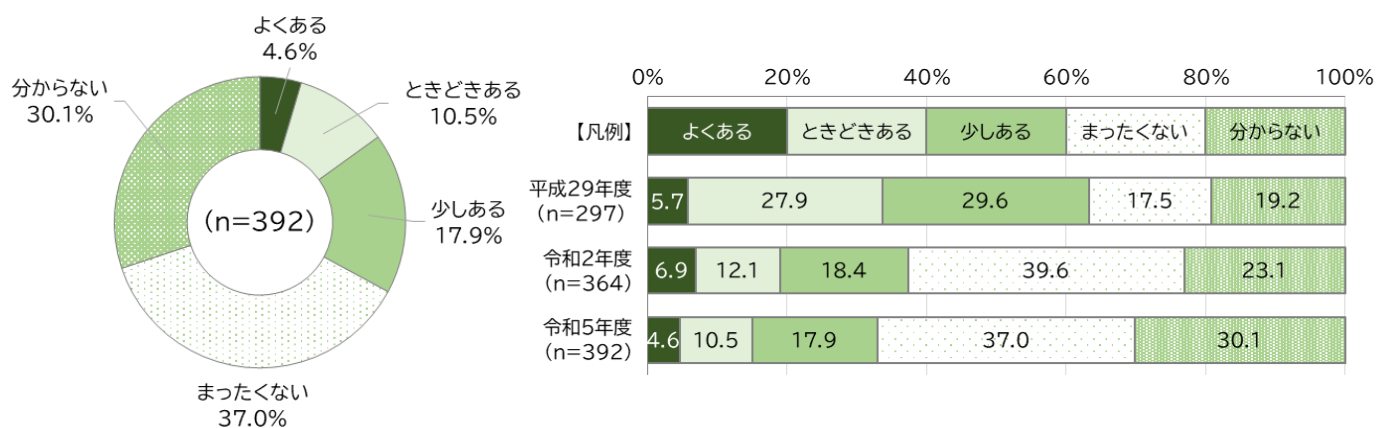


(6)地域での共生について

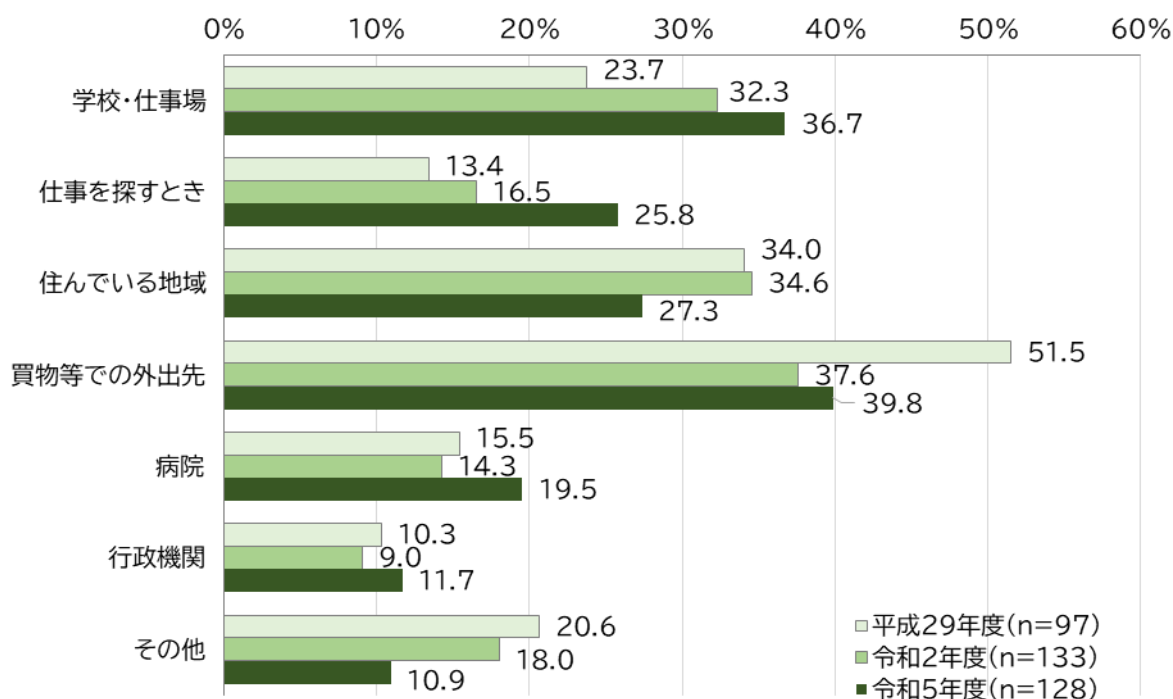
障がいを理由とした差別的扱いについて、「よくある」「ときどきある」「少しある」の合計割合は33.0%となっており、平成29年度の63.2%から大幅に減少しているものの、それでも3人に1人が差別された経験があるといった調査結果となっています。

差別的扱いを受けた場所・場面では、「買物等での外出先」(39.8%)、「学校・仕事場」(36.7%)「住んでいる地域」(27.3%)、「仕事を探すとき」(25.8%)などとなっています。

図表 35 障がいを理由とした差別的扱いの有無



図表 36 差別的扱いを受けた場所・場面

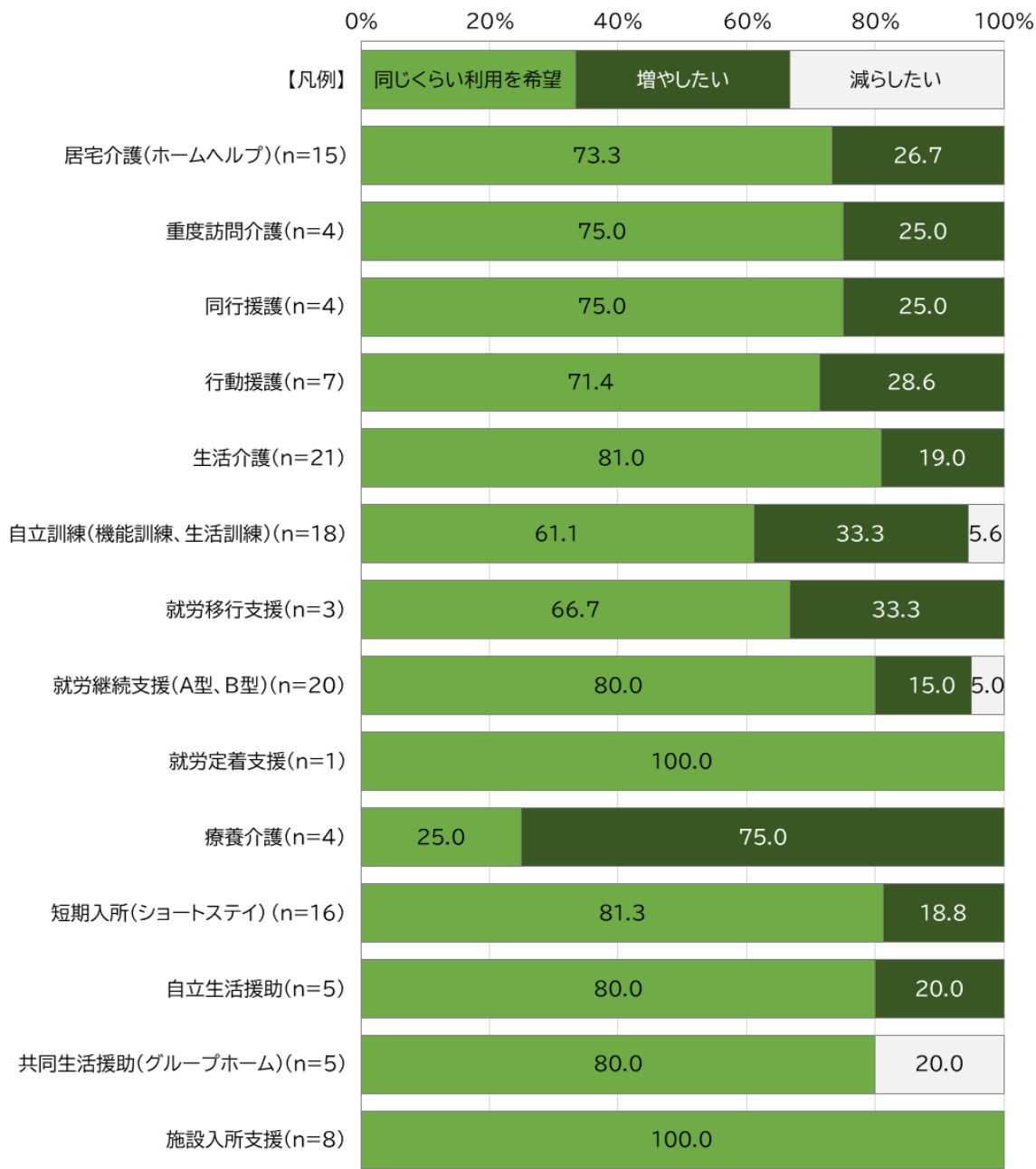


(7)障害福祉サービスの利用について

現在利用している障害福祉サービスにおける今後3年以内の利用意向については、全体として「同じくらい利用」が6～8割を占める一方、「増やしたい」という意向も2～3割程度みられます。

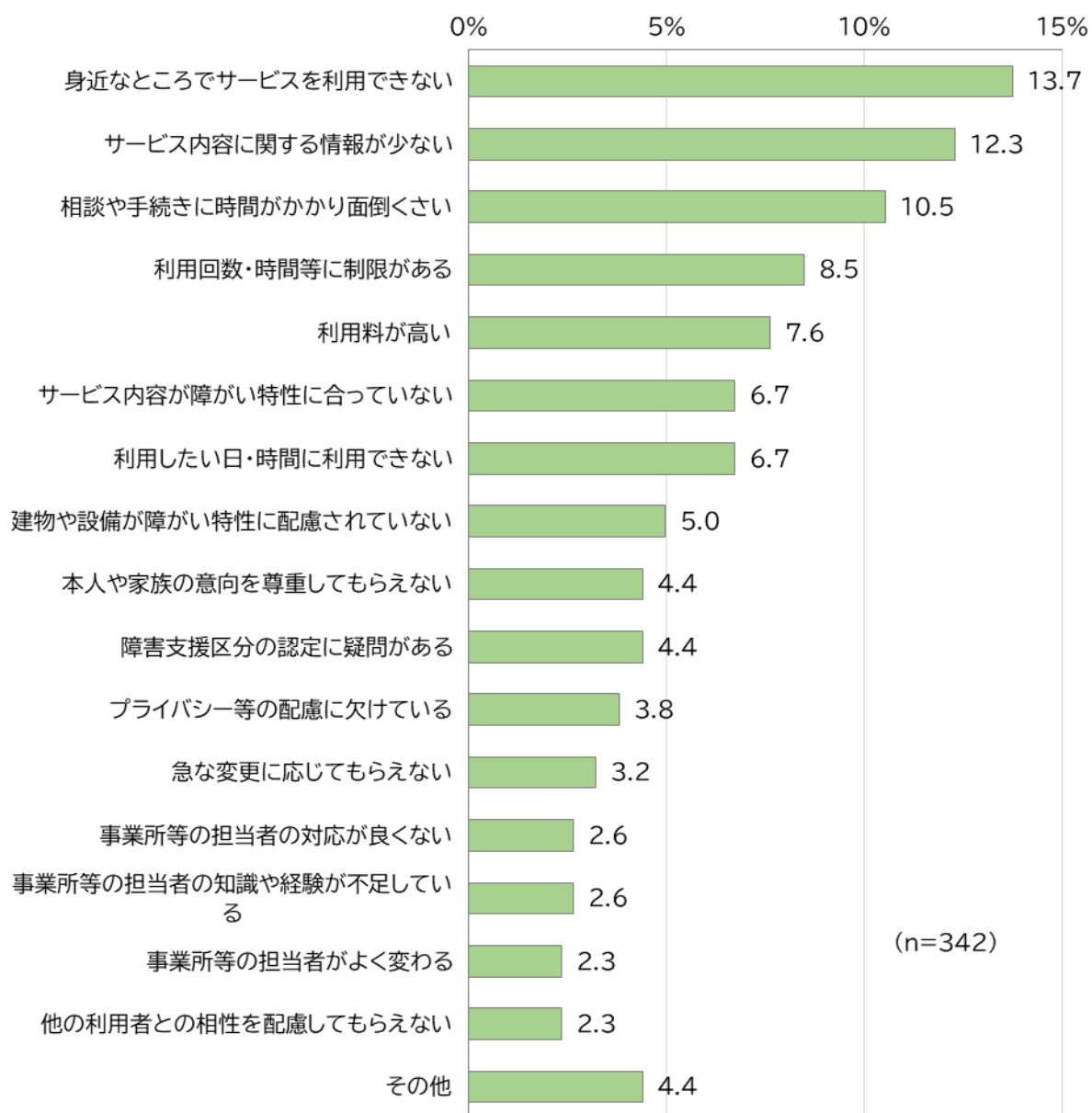
「減らしたい」という意向はあまりみられませんが、共同生活援助(グループホーム)利用者において2割がその意向を示しています。

図表 37 現在利用している障害福祉サービスの今後3年以内の利用意向



障害福祉サービスについて不満に思うことについては、「身近なところでサービスを利用できない」が13.7%で最も割合が高く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」「利用回数・時間等に制限がある」などの割合が高くなっています。

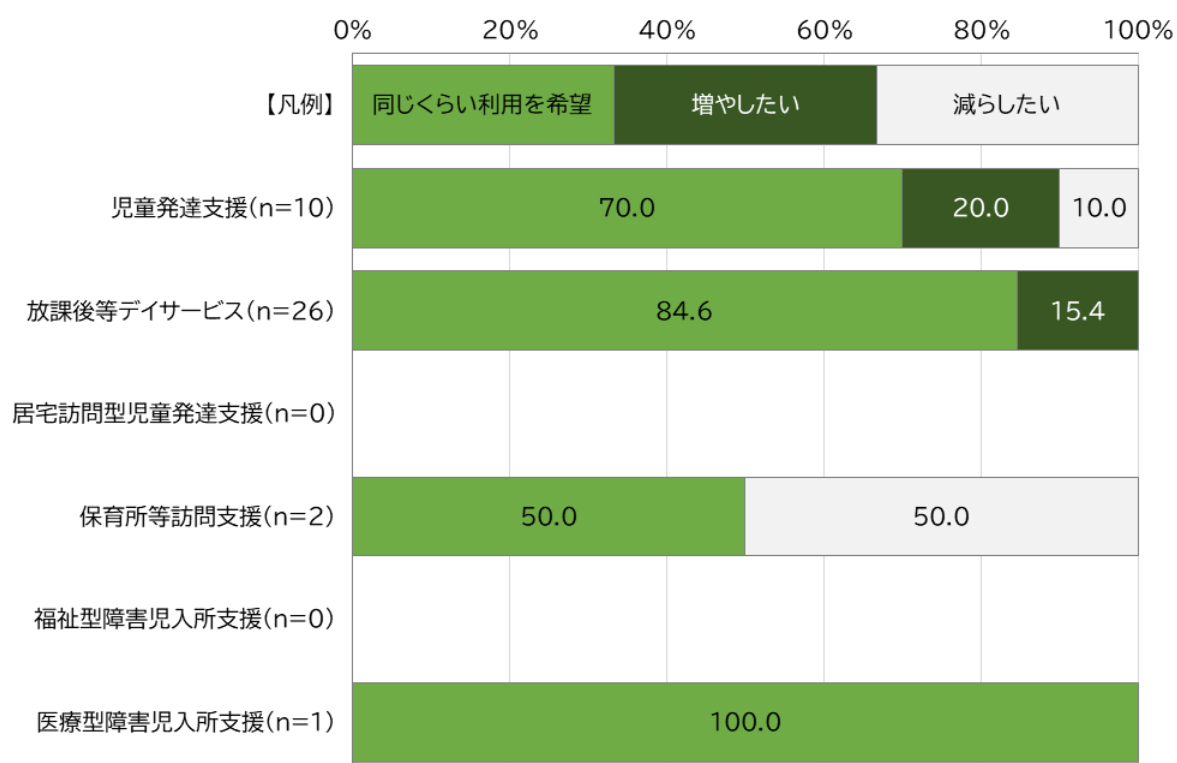
図表 38 現在の障害福祉サービスについて不満に思うこと(複数回答)



現在利用している障害児福祉サービスにおける今後3年以内の利用意向については、全体として「同じくらい利用」が多くを占める一方、「児童発達支援」で20.0%が、「放課後等デイサービス」で15.4%が、「増やしたい」という意向を示しています。

「減らしたい」という意向はあまりみられませんが、「児童発達支援」で10.0%が、「保育所等訪問支援」で50.0%が、その意向を示しています。

図表 39 現在利用している障害児福祉サービスの今後3年以内の利用意向

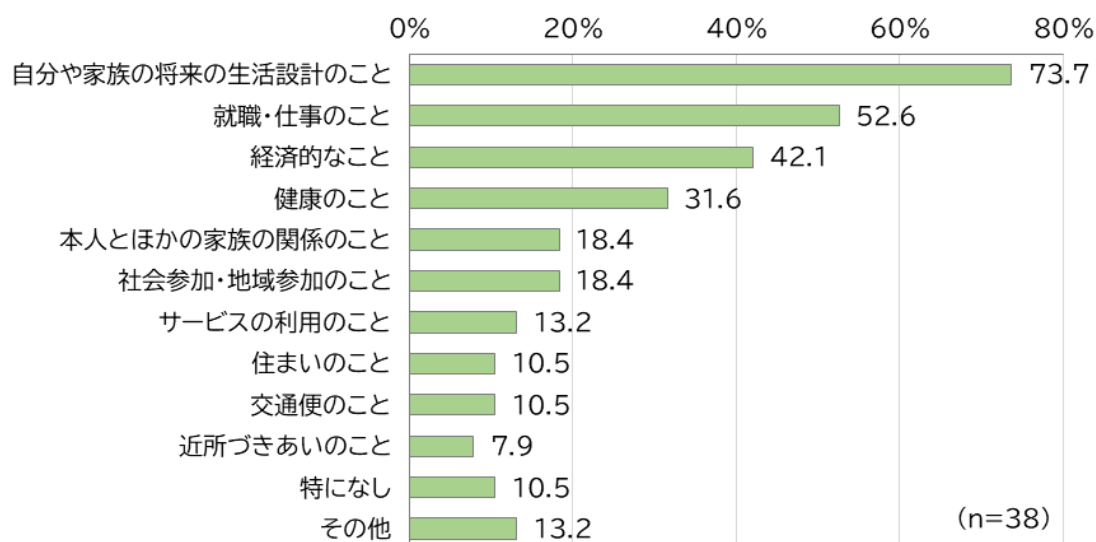


(8)障がい児福祉に求めること

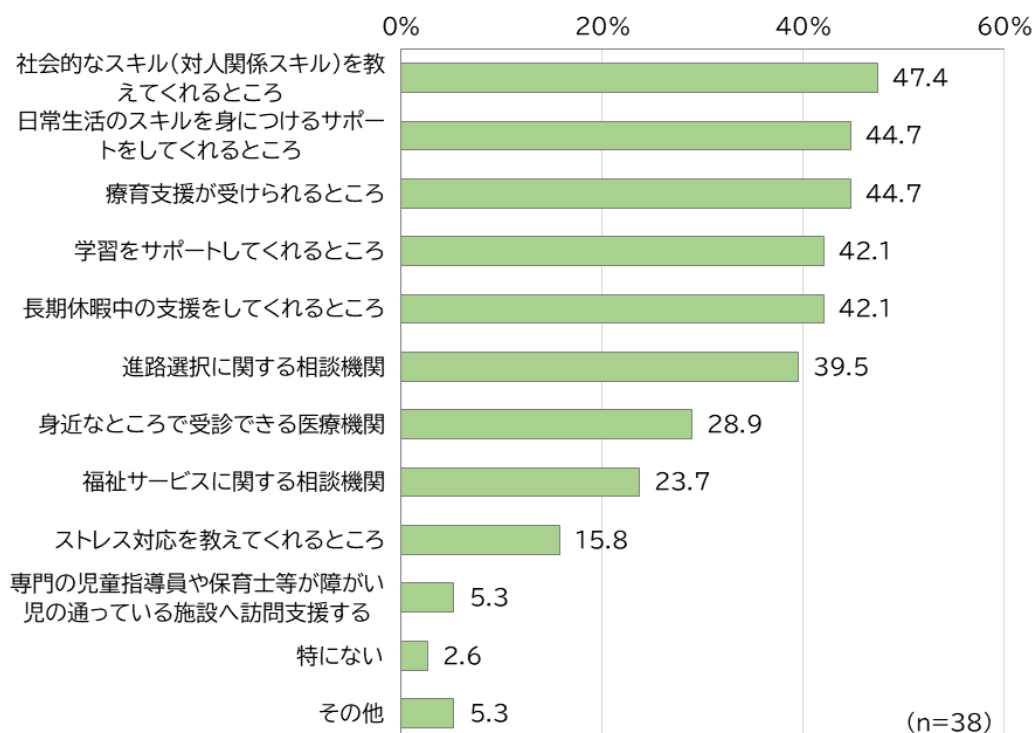
障がい児の保護者として悩んでいることとしては、「自分や家族の将来の生活設計」が 73.7%で最も割合が高く、次いで「就職・仕事」「経済的なこと」などの割合が高くなっています。

障がい児への療育・保育に関して求める支援としては、「社会的なスキルを教わる」「日常生活のスキルを身に付ける」「療育支援」などの割合が高くなっています。

図表 40 障がい児の保護者として悩んでいること(複数回答)

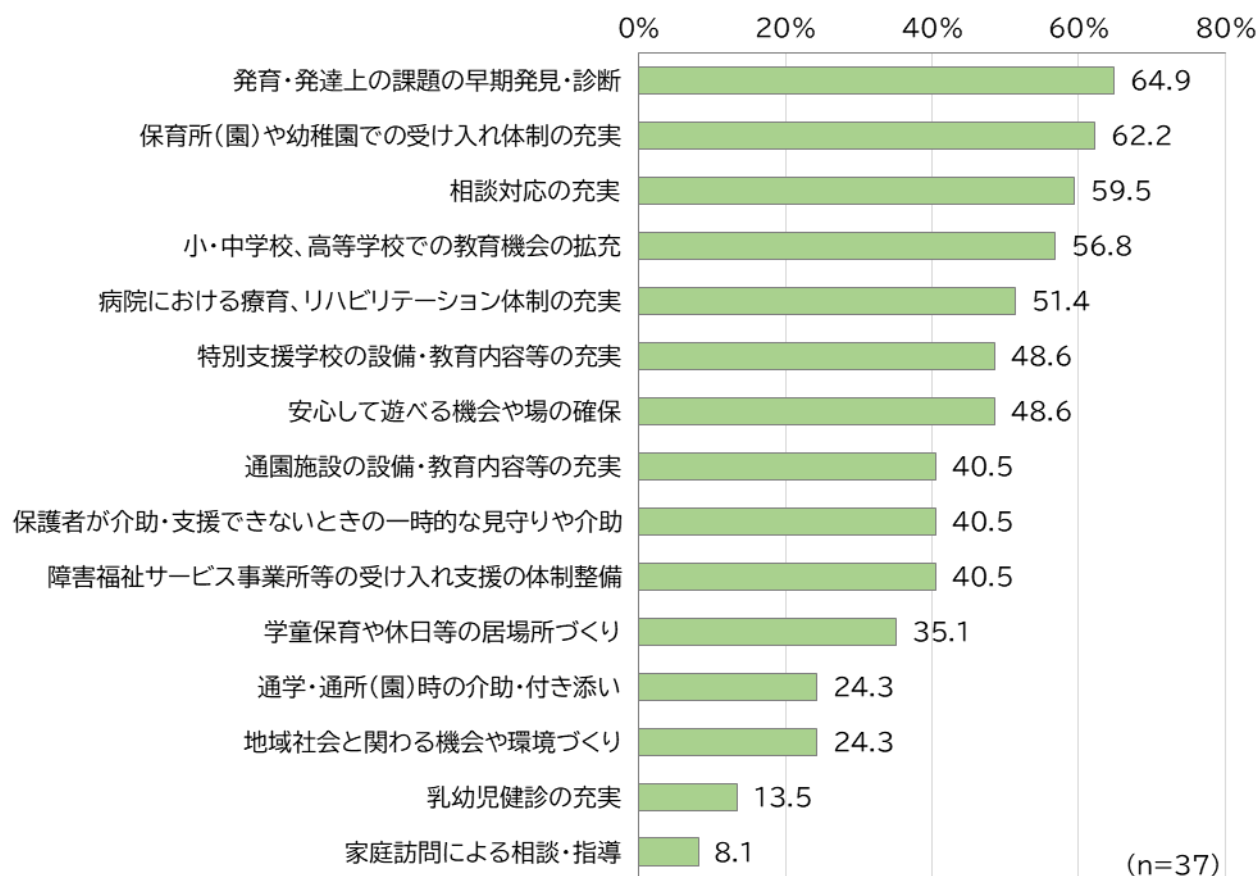


図表 41 障がい児への療育・保育に関して求める支援



障がい児にとって特に重要なこととしては、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が 64.9% で最も割合が高く、次いで「保育所(園)や幼稚園での受け入れ体制の充実」「相談対応の充実」などの割合が高くなっています。

図表 42 障がい児にとって特に重要なこと



第6節 前期千曲市障害者計画の評価

第2次千曲市障害者計画の施策における主な評価と、残された課題について、基本施策ごとに以下のとおり整理します。

基本施策1 障がい者の社会参加を支援する

施策	前記計画での主な成果	残された課題
1 啓発・広報活動の推進	・障害者週間に合わせた広報、地域自立支援協議会による市民向けフォーラム等により、障がいへの理解促進を継続。 ・福祉のしおり作成、個別のケース会議での各種制度の説明、稲荷山養護学校での保護者向け説明会等による障害福祉サービスの周知を実施。 ・虐待防止のための心理士による講演を実施。 ・nimo 包括※において、学校教育現場における啓発の必要性について検討を実施。	・障がいのある人への理解促進については、今後も継続的な広報・啓発に取り組み、差別解消や支え合いを促すことが求められる。 ・虐待防止には講演等の情報発信だけでなく、早期発見や相談対応が必要である。 ・コロナ禍で、ふれあい広場や職員研修の開催が困難となったこともあり、今後はその再開や多様な交流の場の確保が重要である。
2 障がい者に配慮した公共施設の整備	・「バリアフリー法」や「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人に配慮した公共施設の整備を推進。	・既存施設の整備基準への適合状況の把握と改善が重要である。
3 ボランティア活動等への支援	・千曲市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動交流センター等の活動支援を継続。 ・手話奉仕員養成講座を開催。	・コロナ禍の影響もありボランティア団体等の活動がやや低下傾向で、千曲市社会福祉協議会への支援を通して活性化に取り組むことが求められる。 ・手話通訳者や点訳者等の人材はまだ充分確保できておらず、今後も確保・育成が必要である。
4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	・障がいのある人、支援学級に通っている人などを対象に、ニュースポーツの体験会を開催。 ・地域自立支援協議会による障がい者作品展「さんきゅーあーと展」や、障がい者文化芸術祭を開催。	・障がいのある人に向けたイベント等の開催を継続するだけでなく、一般の文化芸術活動に障がいの有無に関わらず参加できる環境づくりを進めていく必要がある。

※nimo 包括検討委員会

精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいも含む）のある方についても、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境整備を進めるための支援体制の構築を進める組織「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討委員会」（本市での名称は「nimo 包括検討委員会」）をいう。詳細は 69 ページ参照。

基本施策2 障がい者が安心して生活できる環境をつくる

施策	前記計画での主な成果	残された課題
1 雇用と就労支援の充実	・一般就労支援に伴い、早期相談対応から就労支援へのコーディネート、就労定着支援事業所の利用促進など、就労前後の支援を強化。 ・地域自立支援協議会等を通じ、相談支援専門員や他機関との連携体制づくりを推進。 ・通勤困難者には、サービス提供事業所との連携を図りながら、在宅就労の後押を実施。 ・地域内の就労支援サービス事業所の設置が進み、地域外の事業所との連携も推進。 ・市内3ヵ所に地域活動支援センターを設置し、障がい者の社会参加支援体制を強化。 ・営農者とのコーディネートで農福連携を展開。	・一般就労希望者が、できるだけ希望する生活を送れるよう、就労支援サービス事業所だけでなく、障害者就業・生活支援センターなど様々な公共機関等との連携によって、就労・生活両面での支援を行える体制を強化することが求められる。
2 障害者福祉施設、設備の充実	・地域内のサービス提供体制・施設の拡充に向け、様々な関係機関等での協議を継続。	・脱施設化の動きの中で、地域内の施設の在り方について、引き続き地域自立支援協議会と連携し検討を重ねていくことが重要である。
3 住宅、生活環境の整備促進	・新規公園整備時に障がい者対応の多目的トイレを設置。加えて主な公共施設にオストメイトトイレを設置。 ・「障がい者にやさしい住宅改良促進事業」により、住居の改修を助成。 ・選挙時に不在者投票による郵便投票、各投票所に文鎮・点字器・拡大鏡の設置、有権者数の多い投票所に車いすの設置。	・引き続き、公園利用や選挙のほか様々な生活環境における障がい者対応のための整備を進めることが重要である。

施策	前記計画での主な成果	残された課題
4 移動、交通手段の充実	・千曲市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークの形成と、障がいのある人に対する循環バスの無料乗車券の交付を実施。 ・R4に福祉有償運送協議会を開催、現在1事業所が継続的に運送サービスを実施している。 ・障がいのある人にタクシー券を配布。 ・障がい者の自動車運転免許の取得、自動車改造に要する経費を助成。 ・しなの鉄道市内4駅すべてにエレベーターを設置。	・公共交通機関や多数の者が利用する建築物については、バリアフリー化を進めるよう更なる啓発が必要である。 ・移動サービスについては、更なる支援体制の拡充に向けて検討・事業所確保等の取組みが求められる。
5 防犯、防災対策の推進	・消費生活相談体制の拡充のため、相談員を2名に増員。 ・千曲警察署と連携した屋外放送による注意喚起、出前講座による防犯防災の啓発等を実施。 ・要支援者名簿の更新、個別支援計画書を作成し、関係者(警察・消防署・民生児童委員・区自治会等)との情報共有の推進。 ・医療的ケアが必要な障がい児等の保護者と、災害時の避難方法等について話し合いを実施。	・日常生活自立支援事業を必要としている方へ適切に結びつけられるようコーディネート業務を適切に実施していくことが重要である。 ・医療的ケアをはじめ、障がいの特性に応じて必要な防災・避難対策がとれるよう避難における連携や避難所の整備等を進めていく必要がある。 ・事故や災害時の情報伝達方法は、障がいの特性に十分対応したものとはいえない。
6 経済的な支援	・福祉のしおりによる、各種支援制度の周知と利用促進を推進。 ・自立支援医療費(更生・育成・精神通院)の手続きと県の進達業務を継続的に実施。	・支援が必要な人へ十分に支援制度が知られていないことも想定され、支援制度の周知や利用案内を強化していく必要がある。
7 権利擁護のための施策の充実	・日常生活自立支援事業の適切な活用ができるよう、千曲市社会福祉協議会とも連携し、基幹相談やケースワーカー等を通じて周知・利用促進の推進。 ・成年後見制度の適切な利用ができるよう市長申立ての手続きを実施し、権利擁護を推進。	・より一層の権利擁護の周知・啓発が重要である。 ・成年後見制度の利用は十分とはいえず、今後も相談業務等を通じた制度案内・利用促進に力を入れることが求められる。 ・ヤングケアラーなど見えにくい問題への対応が求められる。
8 優先調達の周知と推進	・障害者就労施設で行う労務や物品のカタログ作成、庁内での情報共有等で、優先調達を推進。 ・R5において清掃等役務作業を新たに委託するなど、更なる推進の強化。	・引き続き、優先調達については推進していくことが重要である。

基本施策3 福祉サービスを充実させる

施策	前記計画での主な成果	残された課題
1 相談支援の充実	・基幹相談支援センターに社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、事務員を配置し、各種専門職と連携を図りながら、様々な障がいのある方への相談対応を実施。 ・初期相談対応の窓口を明確化し、サービス利用の様々な手続きについてもサポートできる体制確保の推進。 ・個人ごとのケースファイルを作成して専用の保管場所で管理、個人情報保護するとともに、求められる支援への適切な対応を実施。	・相談内容は必ずしも障がい福祉に関わる問題だけではないため、支援体制においては障がい福祉だけでなく各種相談対応機関との連携強化も引き続き重要である。 ・精神障がいのある人の退院後など、切れ目のない支援を行うための情報共有・連携について充実させる必要がある。
2 在宅福祉サービスの充実	・地域自立支援協議会において、ニーズに応じた対応を検討する体制構築を推進。 ・地域内にある社会資源を最大限活用できるよう、行政及び基幹相談支援センターが中心となり、支援者で連携し、必要なサービスのコーディネートを実施。	・在宅ニーズは状況に応じて変化しているため、相談支援業務等との連携を図りながら課題を吸い上げ、支援体制を確保していくことが引き続き求められる。 ・利用者の視点でのサービスの量・質を確保するとともに、適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員との連携体制を安定的に確保することが重要である。
3 施設福祉サービスの充実	・地域自立支援協議会において、ニーズに応じた対応を検討する体制構築を推進し、施設の受け入れ体制のあり方についても検討を実施。	・状況に応じ、新たな施設の設置についても、既存の助成制度の活用促進など支援を行う必要がある。

基本施策4 早期療育体制と教育の充実を図る

施策	前記計画での主な成果	残された課題
1 保健・医療サービスの充実	・令和元(2019)年9月に子育て世代包括支援センターを設置、各種相談事業を実施し、保健医療または福祉の関係機関との連絡体制を構築。 ・子ども家庭総合支援拠点を設置し、家庭児童相談の支援体制を強化。 ・あすなろ園の運営による、児童への療育支援と合わせて保護者への相談支援の充実。 ・障がい児を受け入れている園へ保育士の加配を支援し、障がい児保育の推進を推進。 ・福祉・医療・教育等を含む関係機関・部署の連携により、発達障害への早期療育支援や、家庭における適切な養育支援を推進。 ・健康障害予防のため、特定検診未受診の国民健康保険加入者への受診勧奨を実施。	・児童と保護者への当該通所支援は現在の法では定めがない施設であるが、市としては重要な施設と位置づけており、児童の健全な育成や、保護者や保育所等との良好な関りの構築に向けて、更に支援内容の充実等が必要である。(あすなろ園) ・保健・医療関係機関との連携については、引き続き体制の維持をしながら定着させることが重要である。 ・保護者に対する支援の拡充が必要となっている。
2 障がい児教育の充実	・すこやか相談連絡会を通じ、幼保から小学校へのスムーズな就学移行を支援。 ・幼稚園保育園での教育相談員による巡回相談や、保育士の対応力向上のための研修を実施。 ・各関係機関の受け入れ時、移行時等については情報共有等の移行会議を実施。障害児通所支援利用者へはモニタリング会議等を実施し、関係機関の連携を強化。 ・行事や授業への参加等を通じて、特別支援学級と通常学級との交流を促進。 ・令和3年度より、医療的ケア児対応の看護師を必要な保育園に設置。 ・令和5年度より、医療的ケア児コーディネーターを基幹相談支援センターに配置。	・支援サービスだけでなく家庭での対応も支援する必要がある。 ・幼児期から卒業後の進路まで、一貫した支援ができるよう、成人向けの福祉支援機関も含めた、更なる連携・情報共有が求められる。 ・学校教育において、障がいへの理解や、「ともに生きる」という意識を育むことは、引き続き重要。 ・ICTの活用による学習機会の確保をさらに推進することが求められる。

第7節 本市における課題

前節までに整理した障がい福祉を取り巻く現状を踏まえて、現時点で本市の抱える障がい福祉の課題を以下のとおり整理します。

1 障がいの有無に関わらない社会参加の環境づくりの推進

これまでに、障がいへの理解を促す広報啓発や、バリアフリーなどの環境整備、障がいのある人を対象とした文化芸術活動の推進などに取り組んでおり、一定の成果があると考えられます。

しかし現在も、障がいのある人が学校・職場・買い物などの場面で差別を感じるという声は一定数あり、日常生活における見えない偏見や障がいへの理解不足は、なお解消に取り組む必要があるといえます。

また、近年はコロナ禍の影響もあり、市民交流やボランティア等の活動が低調になっており、そういった状況の中、障がいのある人の孤立化が懸念されています。障がいのある人だけに対応するだけでなく、障がいの有無に関わらず誰もが、様々な地域活動、スポーツ・芸術などのレクリエーション活動ができる環境をつくっていくことが求められます。

2 障がいがあっても希望に沿った暮らしを安心して送るための支援体制の強化

就労支援、生活支援、権利擁護など、障がいがあっても安心して暮らせる環境づくりが推進されており、関係機関の連携も進んでいます。

しかし、自立した生活を送る上で重要な一般就労のためには、就労支援だけでうまくいくとは限らない実情もあるとみられ、就労前後のフォローや住居・買い物などを含む日常生活支援などと連携した、より一体的な支援体制を構築していくことが課題といえます。

また近年の自然災害の激甚化等も踏まえ、防災・避難対策や情報伝達においては、医療的ケアをはじめ、障がいの特性に応じた取組みを一層充実させることが求められています。

就労や生活、権利擁護をはじめとした様々な支援の制度やサービスについても、支援の必要な人へ十分に知られているとはいえない状況があり、支援制度・サービスの周知や利用案内を強化することが重要となります。ヤングケアラーなど、家族の抱える問題は周りから見えにくく、当事者から声をあげにくいケースもあり、家族の抱える問題の把握と支援には注力する必要があります。

3 障害福祉サービスの分野を越えた横断的・切れ目のない支援体制の強化

基幹相談支援センターをはじめとした相談体制、地域自立支援協議会を核とした連携体制が構築されており、必要に応じた障害福祉サービスへつなげています。

しかし、暮らしの困りごとには障がい福祉だけでなく内容も多く、各種障害福祉サービスの切れ目が問題となっている実情もあり、障がい福祉分野だけでなく様々な相談機関同士や、障がい福祉関係者同士の、情報共有や連携を更に強化することが求められています。

また、障害福祉サービスの量と質の確保は今後も重要な課題であり、グループホームなど高いニーズが見込まれるものについては、新施設の設置など、地域内でのキャパシティを増やすことを検討していく必要もあります。

4 障がい児の抱える困りごと・不安に対応した支援体制の強化

子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点などを核として障がい児への支援体制を整備しており、幼稚園・保育園、学校と各種障がい福祉関係者との連携も進んでいます。

こうした障がい児支援体制は、今後も障がい児やその保護者の抱える問題に適切に対応できるよう、引き続き維持・定着を図っていくことが重要です。

また、障がい児の保護者の抱える不安は、障がい児福祉サービスで対応できることだけではなく、卒業後の社会生活に関することなど多岐に渡ります。福祉サービスだけでなく家庭での対応の支援や、幼児期から卒業後の社会生活に至るまでの一貫した支援を行えるよう、支援機関や学校等も含めた連携を強化していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

基本理念

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会

「市民、一人ひとりの尊厳や人権が尊重され、個人や価値観を認め合う社会をつくる」ことを目標とし、多彩な知恵と力を結集し、自主的で自立的なまちづくりを進める「千曲市総合計画」を基軸とし、ノーマライゼーション※の理念を反映した「障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会」を目指すことを基本理念とします。

実現したいまち・暮らしの状態

1. 自立しようがんばっている障がいのある人を、地域が積極的に応援しています。
2. 障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でお互いに尊重しあいながら、暮らしています。
3. 障がいのある人が、必要な支援や福祉サービスを利用しながら、希望する職業を選択し、地域でいきいきと暮らしています。

※ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、障がいのある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが普通であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方です。

第2節 基本目標と基本施策

基本目標 障がいのある人の自立をみんなで支えるしくみをつくる

上記を基本目標として、次の4つを基本施策とし、施策の展開を図ります。

基本施策1

障がいの有無に関わらず社会参加しやすい環境をつくる

障がいのある人が特別な存在としてではなく、一人の生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し決定することができるよう社会基盤の整備、社会・スポーツ・文化活動などへの参加促進が図られる施策を充実します。

(1) 日常生活における見えない偏見の解消

- 広報啓発等を通じ、学校、職場、買い物などの日常生活における偏見の解消に努めます。

(2) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりの促進

- 障がいのある人などの利用に配慮した公共施設の整備や住宅改良の助成などを通じて、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを促進します。

(3) 障がいのある人の社会参加の支援

- 手話通訳や外出支援などのボランティア活動の育成と活動を支援します。
- スポーツや文化活動への参加の促進を図ります。

基本施策2

障がいのある人が安心して生活するための支援体制を強化する

障がいのある人が地域で自らの希望に応じて、安心して暮らしていけるように、就労、雇用、その他様々な日常生活を支援する制度や福祉サービスを拡充し、支援体制の強化を図ります。

また、権利擁護の推進やユニバーサルデザイン^{※1}のまちづくりを進め、情報アクセシビリティ^{※2}の向上に努めながら、災害時においても地域の人々とともに支え合うことができる地域づくりを推進します。

(1) 障がいのある人の地域生活支援の充実

- 様々な相談に応じられるよう各種相談窓口との連携を進めるとともに、障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう生活支援を推進します。
- 市民や市内事業者に「障害者差別解消法」の趣旨を啓発し、障がいのある人の状況に応じた合理的な配慮を促します。

^{※1}ユニバーサルデザイン

障がいをもつ人・もたない人の別なく、あらかじめすべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された設計、都市や生活環境をデザインする考え方です。

^{※2}情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、必要とする情報に誰でも簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

(2)障がい者の雇用と就労支援の充実

- 関係機関との連携を図り、職場実習、職場適応訓練などを実施するとともに、事業主などに障がい者雇用の促進について啓発を図ります。
- 働いて暮らすことに伴って必要とされる様々な生活支援との連携を強化します。
- 障害者福祉施設の改修、施設の新設を支援します。
- 障がいのある人の必要に応じた交通・移動対策を推進します。

(3)障がいのある人の家族への支援

- 障がいのある人に対する家族の負担を軽減できるよう、家族支援を充実します。

基本施策3

福祉サービスの質と量の継続的な確保を後押しする

生活の場や働く場の整備、障害者福祉施設の整備に加え、様々な在宅福祉サービス、施設福祉サービス等の活用を推進するとともに、将来に渡って福祉サービスの質・量を確保できるよう必要な支援を行います。

(1)福祉サービスの安定的な供給のための支援

- 各種福祉サービスを充実させ、効果的、効率的なサービス利用を促進し、自立支援給付^{※1}、地域生活支援事業^{※2}を推進します。
- サービスを提供する事業者や人材を安定的に確保できるよう後押しします。

基本施策4

将来を見据えた障がい児支援体制を強化する

早期発見、早期療育により、身近な地域で療育相談や支援を受けられるよう努めるとともに、学校生活、日常生活、卒業後の就職など、将来を見据えた手厚い障がい児支援ができる体制を強化していきます。

(1)保健・医療、教育等の関連機関の連携を通じた支援

- 各種関係機関との連携強化を図り、乳幼児期から相談、指導、訓練できる体制の確保を図ります。
- 障がい特性に応じて、一人ひとりの成長段階に応じた適切な教育の場を提供できる体制の確保を図ります。

※1自立支援給付

障害者総合支援法では、介護給付、特例介護給付、訓練等給付、特例訓練等給付、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、及び補装具費をいいます。

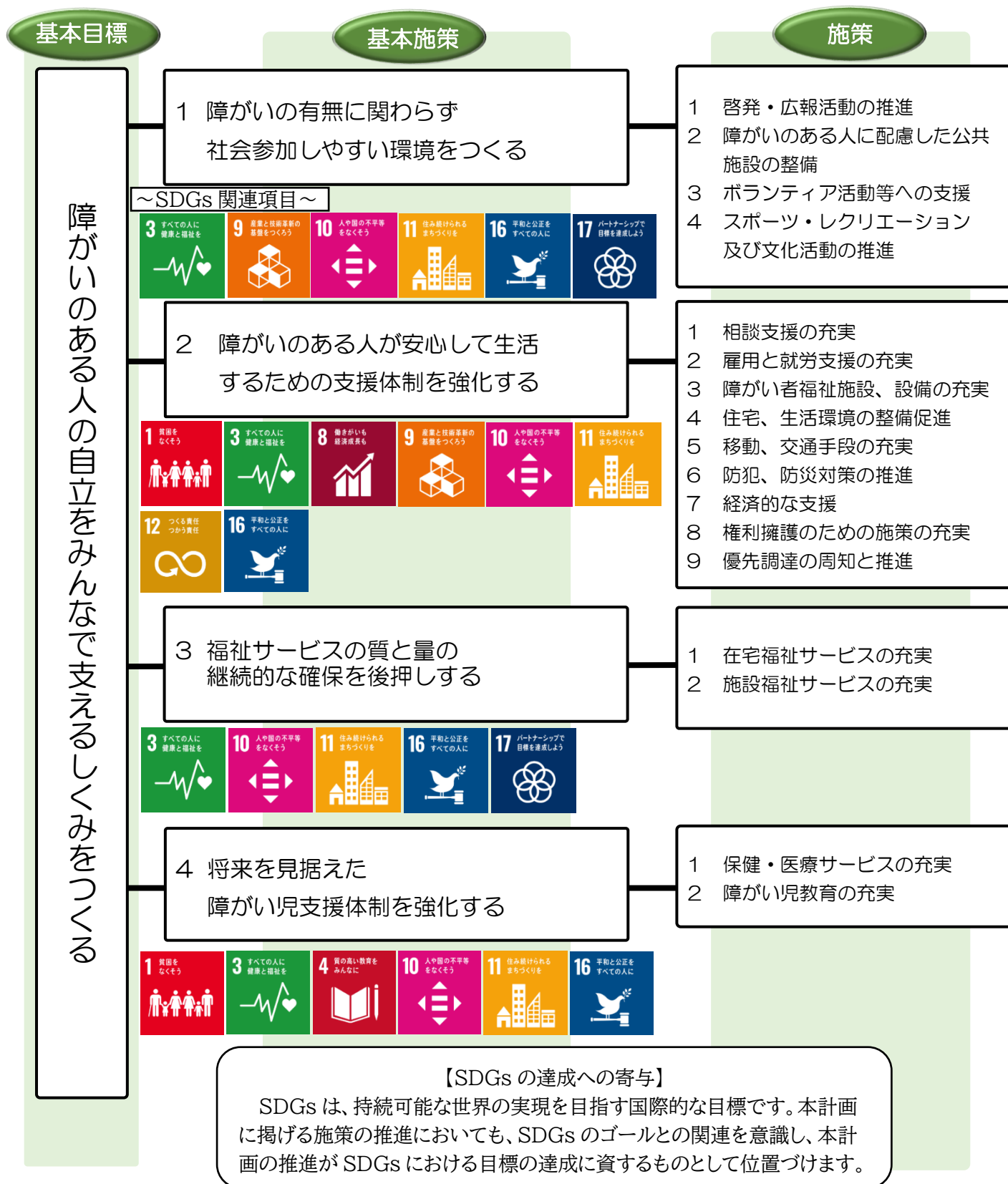
※2地域生活支援事業

市町村、または都道府県が行う障がいのある人の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援、日中一時支援、社会参加促進等)に関することをいいます。

第3節 施策の体系

千曲市障害者計画の施策体系については、以下のとおりです。

なお基本施策2-1「相談支援の充実」については、前期計画では基本施策3として実施してきましたが、生活・就労など多岐に渡る相談に対応することで安心して暮らせる環境づくりを推し進めるという観点から、本計画より基本施策2に組み込み、関連施策との密接な連携のもとに実施していきます。



第4章 障がい福祉施策の展開

基本施策 1 障がいの有無に関わらず社会参加しやすい環境をつくる

第1節 啓発・広報活動の推進

● 現状と課題

障がい及び障がいのある人への理解は進みつつありますが、依然として障がいのある人を取り巻く社会環境は厳しく、偏見や差別などの「心の壁」が存在しています。

このため、啓発・広報活動を更に推進し、障がいの有無に関わらず「誰もが人権と個性を尊重し認め合い、共に支え合う地域社会」の実現に向けた啓発活動等に取り組む必要があります。

コロナ禍では、ふれあい広場や職員研修の開催が困難となったこともあり、今後はその再開や多様な交流の場の確保が重要となっています。

また、虐待防止には講演等の情報発信だけでなく、早期発見や相談対応が求められます。

施策の方向

- 学校教育を通じ、幼少期から障がい福祉に対する理解を深める機会を提供します。
- 虐待の早期発見や防止に向けた取組を実施します(家族相談、サービス事業所監督等)。
- 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」を推進します。
- 国の定めたユニバーサルデザイン 2020※行動計画も参考にして、市報、市ホームページ等での各種広報活動を積極的に行い、障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障害者週間(12月3日～9日)に合わせ啓発活動を実施します。
- 障がい及び障がいのある人に対する理解を広めたり、人権に対する理解を深めるために、障がいのある人もない人も「ふれあい広場」及び「人権教育に関する集会」などの交流を深める場への参加促進に努めます。
- 障がいのある人の情報へのアクセシビリティの向上に対する取組の推進に努めます。
- 障がい者の虐待防止、障がいを理由とする差別の解消の推進、難病患者への障害福祉サービス等の一層の周知に努めます。
- 「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という価値観の社会的共有と、市民の理解促進に努めます。

※ユニバーサルデザイン 2020

共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)を推進していくため、ユニバーサルデザイン 2020 としてとりまとめ、後世に残していくための国の行動計画です。

第2節 障がいのある人に配慮した公共施設の整備

● 現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加を進めていくために、道路、公共施設、民間施設や公共交通機関等は、障がいのある人が不便を感じることなく容易に利用できるように整備されていることが必要であり、障がいのある人に配慮したスロープ、自動ドア、トイレ、エレベーター等の施設整備が求められています。

こうした中で、公共施設においてはバリアフリー化等の整備はこれまでも進められており、徐々に障がいに配慮した環境が整いつつありますが、今後も引き続き整備を進めるとともに、既存施設については、整備基準への適合状況を把握した上で、必要に応じた改善・整備を行うことが必要となっています。

施策の方向

- 既存施設の整備状況把握と改修時の適合化（個別施設計画との連動等）を進めます。
- 市の施設を新築、改築、大規模改修するときには、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮し、障がいのある人が利用しやすいようアクセシビリティの向上も図り、ユニバーサルデザイン 2020 や Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン※も参考に、公共施設の整備・改修を促進します。
- 誰もが安心して快適に生活できるまちづくりのため、「バリアフリー法」や「長野県福祉のまちづくり条例」により、総合的な整備を進めます。
- 公共施設の出入口のスロープ、自動ドア、トイレ、エレベーター等の整備に配慮するとともに、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、聴覚障がい者用の電光掲示板等の設置など、障がいのある人に配慮した整備・改修に努めます。
- 公共施設の整備にあたっては、障がいのある人の意見や要望を聞く機会を設けるなどして、道路、施設等の整備を進めます。

※Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

（財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とする大会時のガイドラインのことです。

第3節 ボランティア活動等への支援

● 現状と課題

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、保健、医療、福祉などの公的サービスの充実とともに、障がいのある人を支えるボランティア※の養成やその活動の充実が求められています。そのために、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動が促進される環境を整えるなど、積極的な支援が必要です。

千曲市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する福祉関係のボランティア団体は令和5(2023)年11月現在57団体であり、対象者の社会参加や日常生活を支援する活動などが熱心に行われています。

更に、障がいのある人の社会参加を促進したり、障がいのある人を取り巻く問題をともに解決していくためには、各サークル、団体相互、地域の自治会などとの連携を深めながら、それぞれの活動に対する支援の充実を図る必要があります。

こうした活動は、コロナ禍の影響で活動が低調になった側面もあるため、千曲市社会福祉協議会との連携を通じて積極的に活性化に取り組むことが求められています。

また、手話通訳者や点訳者等の人材はまだ充分確保できておらず、今後もこうした専門的スキルをもった人材の確保・育成に取り組むことが重要です。

施策の方向

- 千曲市社会福祉協議会等と連携し、多くの市民がボランティア活動へ参加できるよう支援します。
- 地域におけるボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの整備充実に努めます。
- 手話通訳、要約筆記等の専門的知識を要する奉仕員養成のため、各種養成講座等を継続し、関係団体等と連携して人材の確保・派遣に取り組めます。

※ボランティア

社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労働提供等を行う民間奉仕者をいいます。

第4節 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

● 現状と課題

心の豊かさや潤い、生きがいのある生活を求めて、スポーツや芸術文化活動などへの関心が高まるとともに、その参加、活動に対する必要性の認識が深まる機会の提供と充実を図ることが求められています。

障がいの特性により、障がいのある人がスポーツを体験できる機会の提供や指導員の活用が求められており、スポーツ関係機関・団体との連携が重要です。

また、芸術や音楽等に対する障がいのある人の社会参加活動は、障がいのある人の持つ大きな可能性を引き出し、更に伸ばすとともに、日々の生活をより充実したものにし、併せて地域の人たちが障がいと障がいのある人への理解を深めるために重要な役割を果たしています。

更に、障がいがあることで社会活動の選択肢が狭められることができるだけないようするという観点からすれば、障がいのある人に向けた体験や活動を支援することだけでなく、一般の様々なスポーツ・文化・芸術活動に、障がいの有無に関わらず参加できる環境づくりを進めていくこともまた必要です。

施策の方向

- 障がいの有無に関わらず、様々なスポーツや文化活動を行える環境をつくっていくことについて、広く市民や市内の関係機関等への広報・意識啓発を進めます。
- 障がいのある人の文化活動及び社会参加活動を支援するため、各種学級、講座の開設等の情報を提供し、参加を促進します。
- 長野地区障がい者スポーツ大会及び県や市が実施するスポーツ大会への参加の促進と合理的な配慮に努めます。
- 障がいのある人が気軽に楽しめるニュースポーツ※等の普及を図ります。
- 障がいのある人のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。
- 障がいのある人の芸術祭への参加など、文化芸術活動の振興を図ります。
- 市内で開催される、一般の様々なスポーツ・文化・芸術イベント等において、障がいの有無に関わらず参加したり、楽しんだりできるよう、イベントの内容における配慮の働きかけや、手話通訳者の手配等による支援を行います。

※ニュースポーツ

新しく考えられた簡単な規則のスポーツで、競技性よりも障がいのある人なども楽しめることを目的に、適度な運動量があるスポーツです。例) ボッチャ、フライングディスク、ソフト(風船)バレー 等

基本施策 2 障がいのある人が安心して生活するための支援体制を強化する

第1節 相談支援の充実

● 現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用の調整等を行い、生活全般を支援する相談支援事業が重要な役割を担っています。

本市においては、市町村事業と位置づけられた相談支援事業では、千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター※を設置し、専門的知識を有した相談員が各種相談に応じてきました。

また、相談は、身体・知的・精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など、障がい等の特性により内容が多様化しているため、更に相談支援事業を充実する必要があります。

障がいのある人の抱える問題は多岐にわたるため、相談内容は必ずしも障がい福祉に関わる問題だけではなく、したがって支援体制においては、障がい福祉だけでなく各種相談対応機関との連携強化も重要です。精神障がいのある人の退院後など、切れ目のない支援を行うための情報共有・連携も求められます。

施策の方向

- 今後も一層、利用者の多様なニーズに応じられる総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 職員の研修等による資質向上を図り、障がいのある人に関する相談機能の充実に努めます。
- 障害福祉サービス等を利用する、すべての障がいのある人にサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによる生活支援の充実に努めます。
- 相談から障害福祉サービス等の適切な支援まで、申請、手続等が相談者の大きな負担とならないよう相談窓口の一元化を図ります。
- 相談者のプライバシーを守るように、情報管理を徹底します。
- 障がい福祉分野だけでなく、市内の様々な相談対応機関との連携体制づくりを進め、相互の情報共有や窓口をつなぐことによる相談支援体制の強化を図ります。
- 精神障がいのある人の退院後に、切れ目なく生活支援等を行えるよう、各種支援機関やサービス等の連携に取り組みます。
- 地域生活支援拠点の整備により、地域生活を支える体制の拡充を図ります。(詳細は 71 ページ参照)

※千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター

障がいのある人が自立した日常生活、または、社会生活を営むことができるように、千曲市・坂城町が共同して、専門的知識を持った相談支援専門員等を配置し、必要な情報の提供等を図ります。更に、必要なサービスを一緒に考えます。

場所：千曲市大字戸倉 2388 番地(千曲市ふれあい福祉センター内2階)

電話番号：026-275-0548

第2節 雇用と就労支援の充実

● 現状と課題

障がいのある人が自立し、社会参加していく上で就業は大きな役割を持つことから、それぞれの障がいのある人が持つ能力や適性を最大限に活かすことができるよう、企業等の理解を促進するなどして、障がいのある人の働く場の確保や就労環境の改善を推進していく必要があります。

また、一般就労に向けての就労移行支援^{※1} 施設、一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の場として、地域活動支援センター^{※2} や就労継続支援^{※3} 施設などの整備や支援を行い、充実に努める必要があります。

更に、一般就労希望者ができるだけ希望する生活を送るためには、就労支援の取組みだけでなく、障害者就業・生活支援センターなど様々な公共機関等との連携によって、就労・生活両面での支援を行える体制を強化することが求められます。

施策の方向

【一般就労の促進】

- 一般企業等への就労の拡大に向けて、就労に必要な知識と能力向上のために訓練等を行う就労移行支援サービスを提供する事業所と連携し、福祉施設から一般企業への就労移行を進めます。
- 長野圏域に設置されている「障害者就業・生活支援センター」と、「千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター」、「福祉サービス提供事業者」及び「市ワーカー」等が連絡調整をすることにより、障がいのある人一人ひとりの就労支援の更なる充実に努めます。
- 千曲・坂城地域自立支援協議会を活用して、障がいのある人が必要とときに、適切な就労支援が受けられるようにするとともに、企業等への普及啓発活動や職場開拓を行います。
- 通勤が困難であり、在宅での就業を希望する障がいのある人に対して、専門的な技術及び各種資格取得等を促進します。
- 一般就労へ移行した障がいのある人の就労継続を図ります。
- 障がいのある人の雇用企業に対する支援や、障がいのある人への就労に向けた支援など障がい者雇用の促進を図ります。
- 就労支援に留まらず、地域生活を支援する関係機関の連携強化を通じ、雇用前・後の一貫した支援や、就労だけでなく生活面も含めた一体的支援の充実に努めます。
- 今後新たに創設される就労選択支援事業を推進します。
- 行政機関においては率先して法定雇用率を上回る障がい者雇用に取り組めます。

^{※1}就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

^{※2}地域活動支援センター

創作的活動、または、生産活動の機会の提供、社会との交流を行う施設です。

^{※3}就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【福祉的就労の充実】

- 就労を希望する障がいのある人に、障がいの状況に応じた福祉的就労を支援できる福祉的就労の場の計画的な整備、充実を図ります。また、自立訓練事業や就労継続支援事業等により生活に必要な能力や知識、技術の向上を図るための支援を行います。
- 障がいのある人の社会参加の場として、地域活動支援センター等の充実を図ります。

第3節 障がい者福祉施設、設備の充実

● 現状と課題

各種障がい者福祉施設は、障がいのある人や家族の状況により、在宅生活が困難となった場合の療育・生活の場としての機能に加え、介護給付※¹、訓練等給付※²、地域生活支援事業のサービスを提供する地域福祉の拠点としての機能があり、こうした施設の整備・充実が求められています。

また、住み慣れた地域で必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な施設整備を進める必要があります。

更に、施設の充実だけでなく、施設を出てから地域で自立的に生活していくことのできる選択肢も確保することが重要です。

施策の方向

- 施設の整備に関しては、県内の状況、特に長野圏域での配置を考慮しながら社会福祉法人等に対し、施設整備費及びその運営費の一部を予算の範囲内で補助をすることにより、適正な施設数、施設設備の充実、入所枠の確保及び支援の充実に努めます。
- 地域自立支援協議会での協議を重ね、地域にとって望ましい施設のあり方について引き続き検討します。

※¹介護給付

次の障害福祉サービスをいいます。(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者包括支援、施設入所支援)

※²訓練等給付

次の障害福祉サービスをいいます。(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助)

第4節 住宅、生活環境の整備促進

● 現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加を進めていくために、公共施設、民間施設を問わず、障がいのある人が不便を感じることなく容易に利用できるように建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の継続が必要です。

また、障がいの特性に応じた車いす及びオストメイト※に対応したトイレ、駐車場、エレベーター、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、出入口のスロープ化などの段差解消、聴覚障がい者用の電光掲示板等の設置など、改善が求められています。

更に、希望に応じてできるだけ住み慣れた地域で暮らしていける環境づくりのためには、自宅などの居住環境改善についての支援も求められています。各種支援制度については、知られていないため利用につながらないケースもあるため、併せて周知や利用促進に取り組むことも重要です。

施策の方向

- 誰もが安全に安心して暮らせるよう、公共交通機関、建物、公園等の移動や利用の利便性に配慮したユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進し、アクセシビリティの向上も図ります。
- 市の施設の建設にあたっては、障がいのある人等に配慮して整備するとともに既存施設についても利用しやすいように改修に努めます。
- 歩道の段差、勾配の解消や人にやさしい道路整備を進めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、標識の大型化、視覚障がい者用付加信号機の設置促進等、障がいのある人の移動に配慮した道路環境の整備に努めます。
- 障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した居住環境の改善を図るため居室、トイレ、浴室、階段等の改修整備に対して助成をします。
- 住宅改修に対する補助等の生活環境整備支援制度については、広くその周知と利用促進に取り組めます。
- 選挙時には、投票所の施設や設備、情報提供(不在者投票の制度の周知など)の充実に努めます。

※オストメイト

様々な病気や事故などにより、腹部に排せつのためのストーマ(人工肛門や人工膀胱)を造設した人をいいます。

第5節 移動、交通手段の充実

● 現状と課題

移動が困難な障がいのある人が、まちに出たり、社会活動に参加したりするためには、移動手段の確保や歩行空間の整備、公共交通機関の利便性が大きな課題となっています。

障がいのある人が様々な社会活動へ容易に参加できるように、公共交通機関や道路の整備等、障がいのある人の必要に応じた移動・交通対策を進める必要があります。

公共交通機関や多数の者が利用する駅やバス停等については、バリアフリー化を進めるよう更なる啓発を行うことも重要です。

公共交通機関以外の移動サービスについては、地域でもいくつか提供されていますが、更なる支援体制の拡充に向けて、検討・事業所確保等の取組みが求められます。

施策の方向

- 移動支援サービス事業により、障がいのある人の外出を支援します。
- 市内循環バスについては、利用者の利便性を重視して、運行計画の改善を図るなど一層の充実に努めます。
- 公共交通機関や多くの人が利用する建築物についてのバリアフリー化推進の啓発、働きかけを行います。
- NPO法人等が実施する福祉有償輸送サービスについて、福祉有償運送※運営協議会と調整し、利用促進を図ります。また、タクシー等の利用料金に対し、助成を行います。
- 障がい者の自動車運転免許の取得に要する経費、身体障がい者の自動車改造に要する経費に対し、助成を行います。

※福祉有償運送

バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人の外出の利便を図り、社会参加の促進を推進するため、道路交通法に基づき行う福祉輸送サービス事業をいいます。

第6節 防犯、防災対策の推進

●現状と課題

障がいの特性によっては、警察・消防等への通報や相談に困難な場合があることから、その解消を図るため、的確な情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ることが重要です。日常生活自立支援事業を必要としている方へ適切に結びつけられるよう、コーディネート業務を適切に実施していくことも求められます。

防犯については、悪質商法や還付金等詐欺など、巧妙化し、被害を受けるケースもあり、それを防止する支援体制を整備することが必要です。

防災については、地震や台風による豪雨などの防災対策について、防災マニュアルの策定、防災訓練、防災メール、啓発などを実施していますが、障がいのある人の視点に立った対策や情報伝達のしくみづくりを推進していく必要があります。特に「災害時避難行動要支援者」の把握、災害時の情報伝達、避難誘導及び救援体制づくりを、地域住民の協力を得ながら総合的に整備する必要があります。医療的ケアをはじめ、障がいの特性に応じて必要な防災・避難対策がとれるよう避難における連携や避難所の整備等を進めていくことが求められます。更に近年は、激甚化する自然災害や影響力の大きな感染症の拡大等によって福祉サービスの業務継続が危ぶまれることも想定され、こうした危機に事前に備えることも重要となっています。

施策の方向

- 日常生活自立支援事業の周知を図ります。
- 悪質商法や還付金等詐欺による被害を未然に防止するための広報啓発や警察などとの連携、消費生活相談の充実を図ります。
- 障がいのある人の災害等緊急時に、迅速かつ的確に対応するため、緊急通報システムの充実や携帯電話を利用したの情報収集、提供に努めます。特に、障がい特性に配慮した情報伝達の普及(情報アクセシビリティの向上)に努めます。
- 医療的ケア児等に対応した、避難先の確保、避難計画の策定及び避難のための連携体制の確保を進めます。
- 災害時に在宅で配慮が必要な方への対策として、災害対策基本法及び千曲市地域防災計画に定める災害時避難行動要支援者名簿[※]を作成し、避難支援等関係者への名簿公表のための同意確認書の取得と、個別支援計画の作成を引き続き進めます。
- 自治会などと障がい福祉関係者との連携を図り、民生・児童委員や障害者相談員、各種当事者団体、自治会など地域住民との関係づくりを強化し、防災対策を推進します。
- 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援等を行い、災害や感染症に備えます。

[※]災害時避難行動要支援者名簿

東日本大震災を教訓に、高齢者、障がい者(児)、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が義務づけられました。本市では年に1度、災害時避難行動要支援者名簿の更新を行っています。この名簿に登録した方のうち、名簿情報を避難支援等関係者に事前提供することに同意した方について、区・自治会・関係機関等で情報共有し、災害が発生したとき、または、避難指示が発令されたときなどに、安否確認や避難支援を行うために活用します。

第7節 経済的な支援

● 現状と課題

特性等により就労等による所得確保が困難な障がい者が、地域社会において自立して安定した生活を送るためには、雇用の確保とともに、年金や手当は重要な役割を果たしています。

また、障がい者やその家族が、安定した生活を送る上で年金、各種福祉手当や医療費等の助成などの経済的支援が求められています。

現在、経済的支援制度が各種ありますが、支援が必要な人へ十分に支援制度が知られていないケースがあることも想定されるため、支援制度の幅広い周知や利用案内についても強化していく必要があります。

施策の方向

- 重度障がいのある人を対象に支給される障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害者手当等のほか、介護者慰労金、人工透析患者、特定疾患患者、障がい施設通所者等の障がいの程度や、生活の状況に応じた各種手当などの受給に向けた支援をします。
- 自立支援医療、福祉医療などの制度により医療費の自己負担の軽減を図ります。
- 所得税、県民税、市民税、自動車税、軽自動車税の税金控除の支援、NHK受信料減免等各種料金の軽減支援のほか、手帳による市内各種施設の料金の割引を推進します。
- 千曲市社会福祉協議会と連携して生活福祉資金貸付制度の周知に努めます。
- 支援制度について、支援を必要とする人に届くよう工夫しながら周知を強化し、利用を案内します。

第8節 権利擁護のための施策の充実

● 現状と課題

障がいを主な理由として合理的な配慮※がされないために、本来受けられるサービスなどが受けられず、不快な思いをしている方がいます。

判断能力が不十分な方を保護し支援するための制度として、財産保全、契約の援助等を行う後見人等を裁判所が選任する成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用支援を行う日常生活自立支援事業があります。金銭や契約上のトラブルが社会問題になっている中、こうした制度の重要性はより高まっています。

保護者の高齢化、障がいのある単身者の増加も見込まれていることから、利用者の増加が予想され、後見人が不足するなどの問題が生じることが予想されます。

こうした権利擁護の考え方や利用できるサービス・支援制度等については、今後もより一層の周知・啓発が必要です。

更に、ヤングケアラーなど、障がいのある人の暮らしとその周辺で生じている見えにくい問題についても、問題を抱える人の早期発見・支援を行うことが求められます。

施策の方向

- 障がいと障がいのある人への理解の促進と権利擁護のため、障がいのある人の状況に応じた合理的な配慮を市民や市内事業者に促します。
- 日常生活自立支援事業の充実及び成年後見制度の利用促進、その他権利擁護のための考え方や支援制度等への理解を促すため、市報、市ホームページ等により周知と啓発を行います。
- 福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等の支援を目的とする千曲市社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」と連携し、障がい者を擁護し利益を守ります。
- 身寄りがいない等の理由により裁判所への申立てが困難な場合は、市が申立てを行います。
- ヤングケアラーを含む、障がいのある人の家族や介助者の抱える問題を把握し、障がいのある人の家族への支援の充実に取り組みます。

※合理的な配慮

障がいのある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁などに必要な便宜(典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗るときに手助けすることや窓口で障がいのある人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)が挙げられます。)が図られることです。

社会的障壁＝①社会における事物(道路や施設の段差、設備など)、②制度(利用しにくい制度など)、③慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、④観念(障がいのある人への偏見)など

第9節 優先調達への周知と推進

● 現状と課題

平成 25(2013)年4月から障害者優先調達推進法が施行され、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。

本市では、毎年度「千曲市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、市が調達する物品等の目標額を掲げて優先調達の推進に取り組んでおり、令和5年度からは清掃等の委託も実施していますが、今後もこの制度の更なる周知をするとともに、障がい者施設等の物品の情報提供についても積極的に推進していく必要があります。

▼優先調達先の分類

障害者就労施設	就労継続支援事業所(A型、B型)、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター、小規模作業所
複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介する業務を行うもの	共同受注窓口(NPO 長野県セルフセンター協議会が窓口)
障がい者を多数雇用している企業 障害者雇用促進法に基づく 在宅就業障がい者等	特例子会社
	重度障がい者多数雇用事業所
	在宅就業障がい者
	在宅就業支援団体

▼物品等の分類

物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 等
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 等
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 等
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒等の印刷 等
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ 等
	③ 清掃、施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 等
	④ 情報処理	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし 等
	⑤ 飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 等
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別等、上記以外のサービス

施策の方向

- 各課等と連携・協調し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、制度の理解が深められるよう周知を図ります。
- 障がい者就労施設の販売物品等の把握に努め、市ホームページ等を通じて情報提供を行い、障がい者就労施設の受注の増進に努めます。
- 受注拡大に資する自主的な取組を促しつつ、施設等と調達の推進に努め、障がい者の所得向上を目指します。
- 本市と指定管理者制度による委託契約をしている相手方や職員個人、親睦団体等での物品購入等について、障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めます。

基本施策 3 福祉サービスの質と量の継続的な確保を後押しする

第1節 在宅福祉サービスの充実

● 現状と課題

障がいや高齢のために介護を必要とする状態であっても、多くの人が住み慣れた地域や家庭の中で生活したいという希望を持っており、障がいのある人や家族の安定した生活を支えるための在宅福祉サービスがますます重要になっています。

利用者の視点でのサービスの質・量を確保するとともに、適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員との連携体制を安定的に確保することが重要です。

また、在宅ニーズは状況に応じて変化しており、求められる内容も人によって様々です。したがってサービス提供にあたっては、相談支援業務等との連携を図りながら課題を吸い上げ、適切な情報を提供し、サービス利用の調整を行うといった、利用援助体制を強化することが求められます。こうした連携にあたっては、社会福祉法人・NPO法人や民間団体との連携・協力の推進も求められています。

医療と連携するサービスについては、地域包括ケアシステム構築の中で議論をしていく必要があります。

施策の方向

- 障がいのある人の地域での自立した生活を支援するため、居宅支援^{※1}、日中活動支援^{※2}、外出支援^{※3} 及び重度障がい者在宅支援などの在宅福祉サービスの充実を進めます。
- 社会福祉法人やNPO法人、民間団体との連携・協力の推進、支援を実施します。
- 適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員との連携や、人材の安定的な確保に取り組みます。
- グループホームなどの整備に対し補助をするなど、障がいのある人の地域生活への移行を推進します。

※1 居宅支援

在宅の障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助をいいます。

※2 日中活動支援

次の障害福祉サービスをいいます。(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなど)

※3 外出支援

障がいのある人が、円滑に外出ができるよう、ヘルパーなどにより移動を支援することをいいます。

第2節 施設福祉サービスの充実

● 現状と課題

障害者総合支援法の施行やノーマライゼーションの理念が定着する中で、障がい者（児）施策の変革に伴い障害者支援施設が果たすべき役割も大きく変化し、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた利用しやすい障害者支援施設の更なる整備・充実が重要となっています。

障害者支援施設は、障がい者や家族の状況により、在宅生活が困難となった場合の療育・生活の場としての機能に加え、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等のサービスを提供する地域福祉の拠点としての機能を果たしていますが、障がいの重度化・重複化によりサービス提供者側そのものの支援体制が整わず支援体制の質が問われるなど、環境的不備の改善も求められています。

一方でグループホームを中心に、施設入所によらない利用ニーズが増加傾向にあります。こうした社会情勢の変化やニーズを十分考慮しつつ、住み慣れた地域で必要なときに必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な施設整備を進める必要があります。

施策の方向

- 施設入所による介護を必要としている人をはじめ、施設入所のニーズに応じて、適切な障害者支援施設の整備充実を図ります。

基本施策 4 将来を見据えた障がい児支援体制を強化する

第1節 保健・医療サービスの充実

● 現状と課題

障がいのある子どもの豊かな発達を支援するためには、できる限り早期に、特に発達の可能性が高い乳幼児期に、適切な診断・治療や相談、指導、訓練などを一貫して提供できる体制を整備することが重要です。特に、自閉症などの発達障がい児に関しては、発達障害者支援法により、早期発見、早期療育等の支援の充実が求められています。

このため、児童相談所、保健所及び発達障がい情報・支援センター等との連携強化とともに保育所(園)、幼稚園、学校、家庭及び職場等における一貫した支援体制を充実させる必要があります。

また障がい児の健康管理等を充実する必要がある、体の機能維持(機能低下予防)に対する医療的支援が不足している状況であり、健康管理など医療機関との連携も不足しています。

本市では令和元(2019)年9月に子育て世代包括支援センターを設置して保健医療及び福祉の関係機関との連絡体制を構築しており、子ども家庭総合支援拠点の設置を通じて家庭児童相談の支援体制も強化してきました。今後も引き続きこうした施設運営や、保健・医療関係機関との連携を進め、支援体制の定着・拡充を進めます。

施策の方向

- 令和6(2024)年4月に、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有した、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の部門が一体的に子どもの支援を行う体制の充実を図ります。
- 保健師などによる赤ちゃん訪問や、乳幼児健診、育児相談のほか、心理発達相談員や言語聴覚士による相談事業を実施します。また、乳幼児健診後のフォロー教室として「すくすく広場」を実施し、母子の支援を行うとともに発達障がいの早期発見、早期療育等につなげるため関係機関と連携をとり、乳幼児期から就学までの総合的な支援体制の強化、充実を図ります。
- 心身障がい児が保護者とともに通園して訓練等を行う母子通園訓練施設「あすなろ園」を充実します。
- 障がい児保育の一層の充実を図るため、保育士などの加配をします。
- 発達障がいについては、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、早期の発達支援から地域生活までの継続的な支援を行います。
- 発達支援体制を強化するための検討を進めます。
- ショートステイ、タイムケア※、ホームヘルプサービスなどを充実し、家庭療育を支援します。
- 障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業及び児童相談などにおける相談支援を実施します。

※タイムケア

在宅の障がい児を、家庭において介護できないとき、その障がい児を登録介護者等に一時的介護委託するものです。

- 健康障がいになるリスクが高い糖尿病等の生活習慣病に対して「千曲市健康づくり計画(健康アップ千曲21)」に基づき保健事業を進めます。
- 重中度の身体、または、知的障がいがある子どもを養育している父母などに特別児童扶養手当を支給します。
- 障がい児の医療費の負担を軽減し福祉の増進を図るために、福祉医療費給付事業制度の趣旨を踏まえ、将来にわたり持続可能なものとしていきます。
- 医療的ケアが必要な障がい児に対して、訪問看護サービスを使って、障がい児施設等での実施について、経費の補助を継続します。

第2節 障がい児教育の充実

● 現状と課題

障がい児教育の推進にあたっては、成長のあらゆる段階において、もっとも適切な教育の場を確保するという基本的視点に立った諸条件の整備が求められています。障がいのある児童生徒の教育は、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)、小・中学校の特別支援学級などにおいて行われています。教育に対するニーズが多様化する中で、早期教育の充実や障がいのある児童生徒とほかの児童生徒との交流を通じた教育がより重要になっています。

医療的なケアが必要な子どもについては、保育所(園)、幼稚園、認定こども園で受入れ体制が整わず、希望園に入園できない場合もあるため、受け入れるための支援体制を整えるとともに、関係機関と連携を図る必要があります。

子どもの放課後支援については、事業所として受入れをしなくても場所やスタッフの確保ができない状況があり、人材確保の後押しが求められます。

また、各種の支援サービスだけでなく、家庭に対する支援も重要であり、更に、社会的な自立や参加を可能な限り実現するためには、学校生活、日常生活、卒業後の就職など、関係機関の連携による総合的な進路指導や自立生活支援を行うことができる体制を構築することが求められています。

施策の方向

- 就学前、特別に配慮を要する幼児、児童並びに保護者等への相談支援活動を推進します。
- 早期教育を総合的に推進するため、特別支援学校、障がい児施設、保育所(園)、幼稚園等と連携を強化します。
- 保育士や教職員の障がいに対する理解と対応力(資質)向上を図るため、研修会等を実施し、障がい児教育の充実に努めます。
- 保育所(園)等、教育機関、障がい児福祉サービス事業所及び卒業後の進路や就労支援に係る関係機関等との連携を推進し、幼児期から卒業後までの一貫した支援の充実に努めます。
- 障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指して、特別支援学級と校内の児童生徒や地域の人々との交流を促進し、インクルーシブ教育を推進します。
- ペアレントトレーニング※の導入を始め、家庭支援の充実に取り組みます。
- 就学前の子どもについては児童発達支援、就学後の子どもについては放課後等デイサービスにおいて、状況に応じ利用拡充に努めます。
- 医療的ケアの必要な子どもの保育園等への受入れについては、対象児の状況を把握した上で、関係機関と連携し受入れ体制の調整に努めます。
- 特別支援学校で学ぶ子どもたちが、居住地の小中学校で交流及び共同学習ができる「副学籍」を推進します。
- 病气療養児への ICT を活用した学習機会の確保に取り組みます。

※ペアレントトレーニング

障がい等の特性のある子どもを持つ親を対象として行われるトレーニングで、主に障がいに対する理解を深めたり、子どもとの接し方を学びます。

第5章 障害福祉サービスの提供

(障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期))

第1節 成果目標及び活動指標

1. 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや自宅等に移行し、地域で生活ができることを目指し、令和8(2026)年度における成果目標を設定します。

(1) 国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者の数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

※なお、本項目については県とも協議を行いながら、国の示す基本的な考え方にこだわらず、本市における実情等を鑑みた数値目標を設定しています。

(2) 千曲市の成果目標

項 目	目 標	考 え 方
【基準値】 令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	75 人	
【目標値】 令和 8 年度末の 地域生活移行者数(B)	4人	令和 5 年度から令和8年度末までに施設入所から共同生活援助(グループホーム)などへ移行する者の数
	5.3%	移行割合(B/A)
【目標値】 令和8年度末の 施設入所者削減見込(C)	4人	
	5.3%	削減割合(C/A)

※計算上人数が小数点以下になった場合は、繰り上げた人数を採用しています。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現在、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、令和7(2025)年に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指しています。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向けては、高齢者のみならず、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいも含む）のある方についても、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境を整備することが重要です。このために、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されるような、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

精神障がいのある方が、精神病床から地域生活に移行し、地域で自分らしい暮らしができるよう支援するためには、計画的に地域の基盤を整備することが必要です。また、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス等提供事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

本市においては、坂城町と合同により、千曲・坂城地域自立支援協議会内に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討委員会（nimo 包括検討委員会）を設置し、地域資源を活用しながら、精神障がいのある方が安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めています。

（1）国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 令和8(2026)年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- 令和8年度末における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

(2) 千曲市の活動指標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた成果目標は都道府県単位で設定されるものとされており、市町村においてはその達成に向けた令和8(2026)年度までの具体的な取組を活動指標として設定します。

(千曲・坂城地域における活動指標)

項 目			令和6年度	令和7年度	令和8年度
千曲・坂城地域における保健・医療及び福祉関係者による 協議の場に関する活動指標	協議の場の開催回数(回)		2	2	2
	協議の場 への参加 者数(人)	保健関係者	2	2	2
		医療(精神科)関係者	2	2	2
		その他の診療科関係者 (訪問看護等)	1	1	1
		福祉関係者	4	4	4
		介護関係者	2	2	2
		当事者	2	2	2
		家族	1	1	1
		その他(行政等)	2	2	2
	協議の場における目標設定の有無		○障がいに対する理解を深める。 ○当事者の声を届ける。 他		
	協議の場における目標設定の評価の 回数(回)		1	1	1

※坂城町と共同で上記活動指標を定めています。

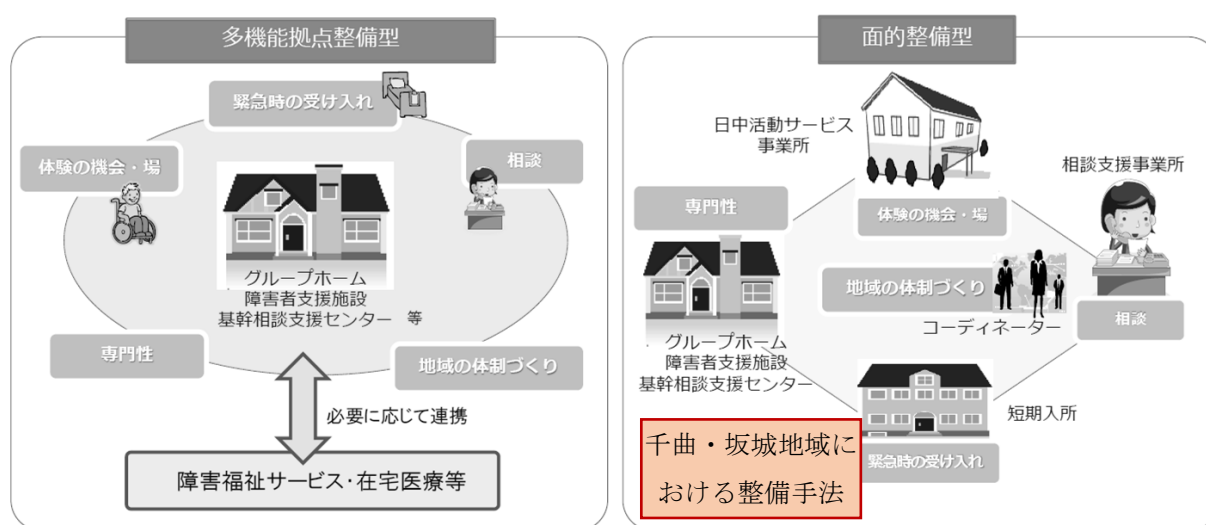
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組みです。

地域生活支援拠点等に必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが主に挙げられます。本市では、千曲・坂城地域自立支援協議会における検討を進め、令和元年度に圏域(地域)における面的整備型として設置しました。現在は、地域生活支援拠点の果たすべき5つの機能を中心に支援を行っていますが、依然個々の支援内容については不十分な面があるため、引き続き千曲・坂城地域自立支援協議会内で検討を継続しながら、拠点機能の充実に向けて協議を進めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がい、依存症に対しても適切な支援ができるよう、人材育成や当事者団体等に対する支援を行います。

図表 43 地域生活支援拠点等の整備手法のイメージ



出典:厚生労働省資料

(1) 国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 地域生活支援拠点等について、令和8(2026)年度末までに各市町村または各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 強度行動障がい等を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

(2) 千曲市の成果目標

地域生活支援拠点等に求められる5つの機能を中心として支援内容の充実を図るため、これまで千曲・坂城地域自立支援協議会等で進めてきた拠点整備に関する検討を発展・継続しながら、同協議会等において年1回以上運用状況を検証・検討し、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるような支援体制の整備を進めます。また、今後も継続して拠点の届出を促進し、拠点機能の拡充を図るとともに、拠点機能の充実のため、コーディネーターの配置に努めます。

あわせて、強度行動障がいを有する人に対する支援の体制を整えることを目的に、ニーズ調査をはじめ、支援体制の構築に努めます。

(千曲・坂城地域における成果目標)

項 目			令和6年度	令和7年度	令和8年度
千曲・坂城地域における拠点等が有する機能の充実	拠点の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数(回)		1	1	1
	拠点の数(か所)		1(面的整備)	1(面的整備)	1(面的整備)
	拠点のコーディネーターの配置(人)		1	1	1
	強度行動障がいを有する者に対する支援体制	ニーズ把握の実施	無	有	有
		体制の有無	無	有	有
		実施の体制	地域自立支援協議会を中心に、市町村及び関係機関で体制を構築		

※坂城町と共同で上記成果目標を定めています。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を進め、地域で生活を送れるようになることを目指し、令和8(2026)年度における成果目標を設定します。

また、就労にあたっては農福連携等も検討しながら、当事者の多様な希望に沿った就労支援を促進します。

(1) 国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 福祉施設からの一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援については令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- 就労移行支援事業所利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上とする。

- 就労継続支援 A 型については、令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型については、令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上とする。
- 就労定着支援事業については、令和3年度実績の 1.41 倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

（２） 千曲市の成果目標

項 目	単位	基準値 (令和3年度)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設から一般就労へ移行した者の数※	人数(人)	13	18	19	20
	倍率(倍)	-	-	-	1.54
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数(市内の事業所の数:3か所)	事業所数(か所)	2	2	2	2
	割合(%)	-	-	-	67
就労移行支援から一般就労へ移行した者の数	人数(人)	10	12	13	14
	倍率(倍)	-	-	-	1.4
就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者の数	人数(人)	1	2	2	2
	倍率(倍)	-	-	-	2.0
就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者の数	人数(人)	2	3	3	3
	倍率(倍)	-	-	-	1.5
就労定着支援事業を利用する者の数	人数(人)	4	6	6	6
	倍率(倍)	-	-	-	1.5
就労定着支援事業所の内、就労定着率が7割以上の事業所の数 (市内の事業所の数:1か所)	事業所数(か所)	1	1	1	1
	割合(%)	-	-	-	100

※表中に示した「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」のそれぞれからの一般就労移行者に加えて、本表には示していない生活介護事業所等からの一般就労移行者を加えた目標値を示しています。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援を強化するため、令和8(2026)年度における成果目標及び活動指標を設定します。なお、目標設定は、地域における広域的な設置も含めて引き続き検討します。

(1) 国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 発達障がい者等への支援について、市町村で見込むペアレントトレーニング及びピアサポートに関する活動指標を定めることとする。

（２） 千曲市の成果目標

（千曲・坂城地域における成果目標）

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	体制の有無	有	有	有
	実施体制	児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を中心に、地域自立支援協議会と連携し、推進する。		
児童発達支援センターの設置(か所)		1	1	1
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築		構築	構築	構築
重症心身障がい児支援	児童発達支援事業所(か所)	1	1	1
	放課後等デイサービス事業所(か所)	1	1	1
医療的ケア児支援	関係機関の協議の場の設置	設置済み		
	医療的ケアコーディネーターの配置人数(人)	1(配置済み)		

※坂城町と共同で上記成果目標を定めています。

（３） 千曲市の活動指標(発達障がい者等に関する支援)

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)(人)	受講者数	5	5	5
	実施者数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数(人)		5	6	7

6. 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築することが不可欠です。相談支援体制の構築にあたっては、障害福祉サービス等の利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や、施設・病院からの移行を支援する地域相談支援事業者のほか、初期相談支援体制や人材育成支援、専門的な助言・指導を行う基幹相談支援センターを設置するなど、重層的な仕組みを確立していく必要があります。

千曲・坂城地域においては平成29(2017)年度に千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センターを設置しています。千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センターでは、長野・近隣圏域の障がい者総合支援センター等関係機関と連携し、引き続き相談支援体制の強化を図るため、以下の目標を設定します。

(1) 国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 令和8(2026)年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- 基幹相談支援センターの設置を行う。
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図るため、以下の取り組みを行う。
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問による専門的な指導・助言
 - ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組
 - ・個別事例の支援内容の検証
 - ・主任相談支援専門員の配置

（２） 千曲市の活動指標

（千曲・坂城地域における活動指標）

項 目		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	考え方
基幹相談支援センターの設置		設置済み			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者 に対する訪問による専門 的な指導・助言(回)	12	12	12	事業所への訪問等による 件数(12 事業所対象)
	地域の相談支援事業所 の人材育成の支援(件)	10	10	10	研修会、事例検討、サー ビス等利用計画の点検・ 評価等の実施件数
	地域の相談機関との連携 強化の取組(回)	12	12	12	相談支援事業者、児童、 保健・医療、教育、就労 等に関する各種の相談 機関との会議開催回数
	個別事例の支援内容の 検証(回)	1	1	1	地域自立支援協議会の 活動等も踏まえた検討会 等の開催回数
	主任相談支援専門員の 配置(人)	8	8	8	計画期間内における地 域内での配置人数
	協議会におけ る相談支援事 業所参画によ る事例検討	回数	3	3	地域自立支援協議会の 活動等も踏まえた検討会 等の開催の状況
		団体数	6	6	
	協議会の専門 部会の取組	回数	34	34	地域自立支援協議会内 の専門部会の状況
		部会数	6	6	

※坂城町と共同で上記活動指標を定めています。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うために、市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行った上で、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人のニーズに応じたサービスの量・質が提供できているのか検証を行っていくことが求められています。障害福祉サービス等の質の向上に向けて取り組むこととして、以下の目標を設定します。

(1) 国及び県の目標設定の考え方

国が示す基本的な考え方

- 令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(2) 千曲市の活動指標

項目	単位	目標 計画期間内各年度 において
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人数(人)	6
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析した情報を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有
	実施の方法	地域自立支援協議会 を通して共有
	回数	随時

第2節 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本節では、障害福祉サービス等及び地域生活支援事業に基づくサービス等の種類ごとに、令和8(2026)年度までの各年度における必要なサービスの見込量及びサービスの確保及び実施に関する考え方を示します。

見込み量は、第2章第4節に示した障害福祉サービス等における5年間の利用状況の推移や、第2章第5節で整理したアンケート調査結果からその妥当性等を検証し、第5章第1節で国の基準に基づき設定している「成果目標及び活動指標」に掲げた目標値との整合性を図りながら算出しています。

このような算出方法により、以下のとおり、見込み量を示しますが、実際の基盤整備等に当たっては、地域自立支援協議会等での意見を踏まえながら進めていきます。

1. 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

● 見込み量の考え方

事業項目	内 容
居宅介護	現在の利用者数及び一人当たりの利用時間、障がい者(児)のニーズ、地域生活への移行者数の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
重度訪問介護	過去5年間の利用者状況、地域生活への移行者数の増加を勘案し見込みました。
同行援護	現在の利用者数及び一人当たりの利用時間、障がい者(児)のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
行動援護	現在の利用者数及び利用状況、コロナ禍の影響を勘案し見込みました。
重度障害者等包括支援	現在の利用者数及び利用状況、地域生活への移行者数の増加を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量(各年度月平均)

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	739 時間	916 時間	1,007 時間	1,108 時間
	利用者数	64人	65 人	65 人	65 人
重度訪問介護	利用時間	258 時間	216 時間	287 時間	359 時間
	利用者数	2 人	3 人	4 人	5 人
同行援護	利用時間	163 時間	179 時間	179 時間	179 時間
	利用者数	18 人	18 人	18 人	18 人
行動援護	利用時間	12時間	50 時間	75 時間	100 時間
	利用者数	0人	2 人	3 人	4 人
重度障害者等 包括支援	利用時間	1,460 時間	2,170 時間	2,894 時間	3,617 時間
	利用者数	2 人	3 人	4 人	5 人

● 確保の方策

- 誰もが住み慣れた地域社会や家族の中で安心して暮らすことができるよう、サービス利用が増加傾向になる見込みと、施設入所等からの地域移行による居住サービス利用の状況を勘案しながら、適正な人材と事業量の確保に努めます。
- 医療的ケアが必要な方や重度心身障がい者(児)に対応できるようサービス提供事業者との連携を図りながら訪問系サービス支援体制の充実に努めます。

（２） 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、または、生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、または、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、または、社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択が出来るよう、必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者の、就労に伴う環境変化によって生じた課題について、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	居宅において介護する人が病気などの場合、介護者に代わり施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

● 見込み量の考え方

事業項目	内容
生活介護	現在の利用者数、障がい者のニーズ、地域生活への移行者数の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
自立訓練(機能訓練)	過去 5 年間の利用者数、障がい者のニーズを勘案し見込みました。
自立訓練(生活訓練)	現在の利用者数、障がい者のニーズ及び地域生活への移行者数の増加を勘案し見込みました。
就労選択支援	令和7年10月から新設予定。状況に応じ利用を図ります。
就労移行支援	現在の利用者数、障がい者のニーズ、福祉施設から一般就労への移行等の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
就労継続支援A型	現在の利用者数、障がい者のニーズ、福祉施設から一般就労への移行等の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
就労継続支援 B 型	現在の利用者数、障がい者のニーズ、福祉施設から一般就労への移行等の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
就労定着支援	現在の利用者数、障がい者のニーズ、福祉施設から一般就労への移行等の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

第5章 障害福祉サービスの提供(障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期))

療養介護	現在の利用者数、障がい者のニーズを勘案し見込みました。
短期入所(福祉型)	現在の利用者数、障がい者(児)のニーズ、地域生活への移行者数の目標値、コロナ禍の影響を勘案し見込みました。
短期入所(医療型)	現在の利用者数、障がい者(児)のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量（各年度月平均）

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	3,086 人日分	3,041 人日分	3,112 人日分	3,185 人日分
	利用者数	147 人	149 人	151 人	153 人
	うち重度障 がい者※1	21人	24人	27人	30人
自立訓練(機能訓練)	利用日数	5 人日分	32 人日分	32 人日分	32 人日分
	利用者数	0人	2 人	2 人	2 人
自立訓練(生活訓練)	利用日数	118 人日分	111 日分	143 人日分	182 人日分
	利用者数	6 人	7 人	8 人	9 人
	うち精神 障がい者	5 人	6 人	7 人	8 人
就労選択支援	利用者数	---	---	*2	*2
就労移行支援	利用日数	274 人日分	428 人日分	479 人日分	531 人日分
	利用者数	16 人	25 人	28 人	31 人
就労継続支援(A型)	利用日数	429 人日分	431 人日分	431 人日分	431 人日分
	利用者数	21 人	21 人	21 人	21 人
就労継続支援(B型)	利用日数	3,528 人日分	3,686 人日分	3,882 人日分	4,078 人日分
	利用者数	197 人	207 人	218 人	229 人
就労定着支援	利用者数	8 人	11 人	14 人	18 人
療養介護	利用日数	396 人日分	431 人日分	436 人日分	440 人日分
	利用者数	13 人	15 人	15 人	15 人
短期入所(福祉型)	利用日数	92 人日分	220 人日分	290 人日分	381 人日分
	利用者数	15 人	34 人	45 人	59 人
	うち重度障 がい者※1	2人	3人	3人	3人
短期入所(医療型)	利用日数	6人日分	13 人日分	19 人日分	25 人日分
	利用者数	2 人	3 人	4 人	5 人
	うち重度障 がい者※1	2 人	3 人	4 人	5 人

*1 重度障がい者：強度行動障がい、または高次脳機能障がいをする者、医療的ケアが必要な者

*2 令和7年度に予定されている国のサービス開始に合わせて、地域内または近隣の指定事業所の有無や事業所数なども踏まえ、指定の促進やサービスの活用を図ります

● 確保の方策

- 障がいのある人の就労に向けて、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などと連携を図りながら就労支援を展開するとともに、支援の在り方や提供体制の整備についても、関係者間における協議を進めていきます。
- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や就労ができるように、市と民間の事業所等と連携し、障がいのある人のニーズに応じたサービス提供を図るとともに、広域的な体制の確保も見据えながら県との連携に努めます。
- 短期入所は通常の受入れのほか、地域生活支援拠点の緊急時支援としても重要な役割を担っているため、既存施設の状況を把握しながら、増床等の調整について関係機関との連携を図ります。
- 入所施設からの退所者や医療機関からの退院者等の、地域生活への移行を支援する自立訓練(生活訓練)の場の確保について、県・近隣自治体と連携しながら体制確保に努めます。
- 障がい者施設等からの優先調達については、障害者優先調達推進法及び「千曲市障害者就労施設等からの物品調達方針」に基づいて、引き続き優先調達の数値目標を設定し、積極的に障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。
- 就労選択支援については、地域内または近隣の指定事業所の有無や事業所数なども踏まえ、指定の促進やサービスの活用を図ります。

（３） 居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	施設入所支援、または、共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

● 見込み量の考え方

事業項目	内容
自立生活援助	成果目標の施設から地域生活に移行する者の目標値を基に見込みました。
共同生活援助 （グループホーム）	現在の利用者数、障がい者のニーズ、地域生活への移行者数の目標値、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
施設入所支援	成果目標における施設入所者数を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量(各年度月平均)

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0人	1人	1人	1人
	うち精神障がい者	0人	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	利用日数	2,829 人日分	3,059 人日分	3,460 人日分	3,908 人日分
	利用者数	91人	101人	112人	124人
	うち日中サービス支援型	0人	1人	1人	1人
	うち精神障がい者	27人	30人	33人	37人
	うち重度障がい者	1人	3人	3人	3人
施設入所支援	利用者数	75人	73人	72人	71人

● 確保の方策

- 居住系サービスの設置促進に向けて、関係事業者等へ国・県の補助事業等の情報を提供するとともに、要綱に基づき体制整備のための補助を実施します。
- 在宅生活者等の親亡き後の生活や、入所施設または病院からの地域移行後の生活の場として、グループホームの整備確保について、関係者間での協議・検討を継続して実施していきます。また、地域生活への移行が円滑にできるように、相談支援事業者と連携し、グループホームの体験利用や宿泊体験等の場の確保に努めます。
- 地域生活を支えるため、地域移行者等が安心して生活を送ることができるように、自立生活援助の体制について検討していきます。
- 施設入所は、入所希望者の状況を把握して適切なアセスメントを行うとともに、地域移行との調整を視野に入れながら、真に必要とする人が利用できるよう市内外を問わず情報収集等に努めます。

（４） 相談支援

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、または障がい者の置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するなどサービスの利用支援や、継続して利用するサービスについて見直し等の支援を行います。障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者、または、障害者支援施設等に入所している障がい者につき、住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急時等に相談等必要な支援を行います。

● 見込み量の考え方

事業項目	内容
計画相談支援	現在の利用者数、障がい者のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。
地域移行支援 地域定着支援	過去5年間の利用者数の平均値及び、地域生活への移行者数の目標値を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量（各年度月平均）

（単位：人）

種 類	区分	令和4年度 （実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（※）	利用者数	134 人	148 人	163 人	180 人
地域移行支援	利用者数	0人	2 人	3 人	4 人
	うち精神障がい者	0人	2 人	3 人	4 人
地域定着支援	利用者数	0人	2 人	3 人	4 人
	うち精神障がい者	0人	2 人	3 人	4 人

※計画相談支援の件数は、サービス等利用計画等に係る変更、見直し、利用状況の検証等が実施された件数を計上。

● 確保の方策

○地域での自立した日常生活及び社会生活をサポートし、障害福祉サービスの適切な利用ができるよう、指定特定相談支援事業所の確保に努めます。

- 相談支援専門員の支援計画策定をサポートするために、相談支援事業所に対して人材育成支援を図っていきます。
- 緊急時支援体制を確保するために重要な地域定着支援の体制整備を検討します。
- 入所施設からの退所や病院からの退院を円滑に行えるようサービス支援のコーディネート等を行う地域移行支援事業の確保に努めます。
- 障がい福祉分野だけでなく、市内の様々な相談対応機関との連携体制づくりを進め、相互の情報共有や窓口をつなぐことによる相談支援体制の強化を図ります。
- 精神障がい者の退院後に、切れ目なく生活支援等を行えるよう、各種支援機関やサービス等の連携に取り組みます。
- 地域生活支援拠点の整備により、地域生活を支える体制の拡充を図ります。

2. 地域生活支援事業の見込み量と確保策

I 必須事業

※国の補助事業名を掲載(代替して実施している場合は有としています)

(1) 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

● 見込み量の考え方

近年の状況を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有

● 確保の方策

○広報活動を市報やホームページ、地域自立支援協議会を通じて、接遇ガイドライン等の普及・啓発を行うなど「心のバリアフリー」を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解促進に取り組んでいくとともに、必要に応じて更なる事業実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民、障がい者団体等が自発的に行う活動に支援を行います。

● 見込み量の考え方

近年の状況を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	有	有	有	有

● 確保の方策

○地域住民等による地域における自発的な取組に対する支援を継続します。

(3) 相談支援事業

事業項目	事業内容
障害者 相談支援事業	基幹相談支援センター等において、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
市町村相談支援 機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・情報提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等 支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいや精神障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

● 見込み量の考え方

近年の利用件数、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援 事業	実施見込み 箇所数(か所)	1	1	1	1
	基幹相談支援セン ターの設置の有無	有	有	有	有
市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の有無	有	有	有	有

● 確保の方策

- 障がいのある人が自立した日常生活、または、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人からの相談に応じ、必要な福祉サービスに結びつけるなどの業務を行うため、地域の中核となる千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センターを引き続き設置・確保していきます。
- 施設入所や病院からの地域への移行と支援体制の調整・実態把握等地域移行の促進、また地域の相談支援事業所への指導・助言等サポート体制の充実強化や、権利擁護・虐待防止の取組を実施していくために、基幹相談支援センターの体制強化を検討します。
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見、対象事例への対応など市の虐待防止センターと基幹相談支援センターが連携を図りながら適切に支援するため、関係機関との連携・協力支援体制を確保します。

（４） 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な方のうち、身寄りのない方や経済的に費用負担が困難な方などが、適切に制度が活用できるよう費用の全部、または、一部を補助します。

● 見込み量の考え方

近年の利用件数、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
	実利用見 込み(人)	0	1	1	1

● 確保の方策

○障がい者が安心して生活を送れるように費用等、情報の周知に努め、成年後見制度の利用者に対し、必要な費用の全部、または、一部の補助を行います。

○当該補助対象者の拡大について必要性に応じ検討します。

（５） 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行います。

● 見込み量の考え方

近年の利用件数、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

● 確保の方策

○成年後見制度における法人後見が活用できる環境を整えるため、引き続き法人の確保に努めます。

○成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図りながら、地域の実情や効果的な方法について検討し、必要に応じて本事業の活用にも努めます。

(6) 意思疎通支援事業

事業項目	事業内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等の個別及びグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、要約筆記者の派遣を行います。

● 見込み量の考え方

近年の利用件数、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用 見込み件数(件)	160	160	160	160
手話通訳者 設置事業	実設置 見込み者(人)	2	2	2	2

● 確保の方策

○聴覚、音声、または、言語機能障がい者に手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の体制を確保し、社会参加が促進されるように登録通訳者(筆記者)の養成を図ります。

○手話通訳者の設置は、来訪者への窓口対応を可能とする支援体制を確保するため、常駐できる体制を維持していきます。

（7）日常生活用具給付等事業

重度障がい者・児に対し、日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図ります。また、住宅の改修に必要な経費の一部、または、全部を助成します。

● 見込み量の考え方

近年の給付件数、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

（単位：件）

種 類	区分	令和4年度 （実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付等 見込み	1	3	3	3
自立生活支援用具	給付等 見込み	4	8	8	8
在宅療養等支援 用具	給付等 見込み	6	8	9	10
情報・意思疎通支援 用具	給付等 見込み	4	6	6	6
排泄管理支援用具	給付等 見込み	986	1,047	1,068	1,090
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	給付等 見込み	1	2	2	2

● 確保の方策

- 日常生活用具において利用者のニーズを把握し、自立した生活が送れるよう適正な給付体制の確保に努めます。
- 利用者が必要な支援を受けられるよう事業の周知を図るため、給付対象としている日常生活用具等に係る情報を提供します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

● 見込み量の考え方

近年の受講者数、養成講座終了者数を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

(単位:人)

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習修 了見込み者数	10	8	8	8

● 確保の方策

手話奉仕員養成研修を継続し、養成に努めます。

(9) 移動支援事業

障がい者・児等の日常生活、社会生活に必要となる屋外での移動に対して、障がい者・児等1人に対して支援者1人の個別支援、または、障がい者・児等複数人に対するグループ支援を行います。

● 見込み量の考え方

近年の障がい者・児等のニーズ、利用者の傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用見込み 者数(人)	33	42	42	42
	延べ利用見込み 時間数(時間)	1,608	4,319	4,578	4,853

● 確保の方策

○市とサービス提供事業所の連携を強化し、人材育成や新たな社会資源の確保に努めながら、地域生活及び社会参加をサポートするための外出支援を進めます。

○利用料及び利用者負担の算出方法を改定し、利用者負担の軽減等に努めてきました。引き続き、移動支援事業の周知と、様々な障がいの状況に対応できるよう、サービス提供体制の充実確保に努めていきます。

（10）地域活動支援センター事業

障がいのある人の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

● 見込み量の考え方

近年の利用者数、障がいのある人のニーズ、利用者及び登録者の増加傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センター事業	実施見込み箇 所数(か所)	3	3	3	3
	実利用 見込者数(人)	61	80	88	97

● 確保の方策

○現状の支援体制を確保・維持しながら、地域社会との交流の促進を図り、利用者の社会参加を支援します。

○基幹相談支援センターや運営事業所と連携を図りながら、事業の周知と利用促進を図ります。

Ⅱ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家族の介護のみでは、入浴が困難な重度の身体障がい者への福祉増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

● 見込み量の考え方

近年の実施回数、障がいのある人のニーズ、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区 分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	実利用 見込み者数(人)	7	9	11	13
	延べ利用 見込み回数(回)	289	388	474	560

● 確保の方策

○基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携を図り、サービス利用者の状況を把握し、適正なサービスが提供できる体制を確保します。

(2) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい者・児等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

● 見込み量の考え方

近年の利用者数、障がい者・児等のニーズ、傾向を勘案し見込みました。

令和6(2024)年度より、1事業所の地域活動支援センターへの移行を勘案しました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区 分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時 支援事業	実利用 見込み者数(人)	29	17	19	21
	延べ利用 見込み時間(時間)	2,171	628	912	1,309

● 確保の方策

- 利用料及び利用者負担の算出方法や利用対象者を改定し、利用者負担の軽減等や対象者の拡充に努めてきました。引き続き、日中一時支援事業の周知と、様々な障がいの状況に対応できるよう、サービス提供者の充実確保に努めます。
- 重症心身障がいや強度行動障がいの状況に対応できる支援体制確保のため、協議・検討を進めます。

（３） 社会参加支援事業

障がいのある人の社会参加の促進を図るための事業などに支援を行います。

● 見込み量の考え方

近年の実施回数、障がいのある人のニーズ、傾向を勘案し見込みました。

● 計画期間の見込み量

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション 活動等支援	実施の有無	有	有	有	有
	実施見込回数 (回)	1	1	1	1

● 確保の方策

- 障がいのある人の交流、余暇活動などを通じて、社会参加促進のため、必要な機会・場の提供に努めます。

Ⅲ その他の支援事業

(1) 視覚障がい者への情報発信

視覚障がい者への情報提供については、朗読ボランティアとの連携や、障害福祉サービスの利用(ヘルパーによる支援)などに努めます。

● 第6期計画の実績

- 市報、ホームページ等を活用し、情報発信しています。障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、計画どおりに実施してきました。

● 第7期計画の方針

- 地域生活、相談支援及び社会参加をサポートするための支援を関係機関と調整を図りながら、実施していきます。

(2) 発達障がい児・者への支援

ライフステージ※に応じた発達障がい児・者への支援体制を整えるため、子育て・教育・保健関係の各分野と連携を図るとともに、関係機関や市内での連絡会を設け、情報の共有化や各機関の役割分担の明確化を図ります。

● 第6期計画の実績

- 巡回支援専門員の整備として支援専門員 5 名(教育総務課 4 名、保育課 1 名)を配置し、教育総務課及び保育課が連携して実施しています。保育園等を対象とし、令和4年度では延べ相談等件数 602 件の実績がありました。また、相談支援関係者連絡会を実施し事例検討や、講師を招いての講演等を行いました。
- 乳幼児健康診査の実施では、発達障がいの早期発見、早期療育に努めました。子育て・教育・保健関係との連携強化やケース会議等により連携をしながら、支援を行いました。
- 千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センターや福祉課等に相談が寄せられ、一人ひとりが持つ学習面、行動面、コミュニケーション等に係る課題に対して、個別支援会議等を通じ様々な分野の関係者が連携し、継続的な支援を図りました。

● 第7期計画の方針

- 子育て・教育・保健関係の各分野と連携を図るため、引き続き分野ごとの取組(巡回相談、乳幼児健診等)を実施し、支援状況に応じた関係者間の個別支援会議等で情報共有と支援体制について検討を進めていきます。
- 発達障がい児・者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、県と連携して広域的に確保されている発達障害者支援センターの周知を図ります。
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等については、県等関係機関との連携を図りながら、研修等の周知・連携を図ります。また、心身障害児母子通園訓練施設(あすなろ園

※ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階を指します。

100 ページ参照)を活用し、療育支援が必要な児童と、その保護者への療育・生活支援を実施していきます。

- 県や圏域、関係機関との連携を図りながら、ペアレントメンターに関する情報の収集・共有と周知に努めます。
- ピアサポート活動の情報収集に努め、関係者間での共有・周知を図り活動への参加を促します。

（３） 障がい者の権利擁護

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障がい者虐待の防止等のための体制整備や成年後見制度普及啓発等、促進事業による相談、啓発活動を行います。

● 第6期計画の実績

- 障害者虐待防止センターを福祉課内に設置しています。また、成年後見制度普及啓発については千曲市社会福祉協議会へ委託し、相談・啓発活動を行っています。
- 障害者虐待防止センターは、県や関係機関(福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、学校、警察、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員など)と緊密な連携を取りながら進めています。

● 第7期計画の方針

- 虐待相談支援体制は引き続き福祉課内に虐待防止センターを設置し、相談、市民への啓発活動・通報の周知や、事例対応については、関係機関と緊密な連携を図りながら実施します。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、「地域連携ネットワークの構築」や「成年後見制度に関する利用支援」、「成年後見制度担い手の確保」に係る検討を進めていきます。

(4) あすなろ園(心身障害児母子通園訓練施設)

成長過程で心配や不安などのある児童への療育支援を実施します。就学前の子どもを対象に、その保護者と一緒に通園し、望ましい親子関係をつくりながら、心や体の発達のための保育、療育、生活支援を行います。

● 第6期計画の実績

- 生活のリズムの確立や丈夫な体づくりなどを含めた療育支援を実施しています。言葉に関係する支援が必要な子どもには、言語聴覚士による成長発達に適した専門的な訓練指導等を行っています。また、同年齢である稲荷山保育園の園児たちと子ども同士の遊びや模倣から互いの成長、自立を高めることを目標に交流しています。

(単位:人)

年度	登録者	延べ利用人数
令和4年度	6	493
令和3年度	6	393

● 第7期計画の方針

- 健全な親子関係の構築と児童の育成を助長するため、関係機関と調整を図りながら、実施していきます。
- あすなろ園を広く周知するために、引き続き園のおたよりを作成し、ホームページ等を活用した掲載に努めます。
- 早期療育支援、保護者への相談支援活動や支援会議等の実施に努めます。

第3節 障害児福祉サービス等の見込み量と確保策

1. 障がい児の支援にあたって

- 障がい児の支援にあたっては、これまで本市で行ってきた障がい児の支援を継続し、障がい児本人の最善の利益を考慮して、「千曲市子ども・子育て支援事業計画」とも連動しながら、障害福祉サービスや障害児通所支援等の専門的な支援を確保し、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- 障がい児及びその保護者が早期の段階から身近な地域で支援を受けられるように、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、また、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（1）地域支援体制の構築

障がいの種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等も通じて、障がい児の支援サービスなどの地域格差などをなくし、どこでも等しく障がい児の支援サービスなどを受けることができるように、基盤整備などの地域支援体制の充実を図ります。地域支援体制の拠点となる「児童発達支援センター」については、引き続き、千曲市または千曲・坂城地域での設置を検討します。

また、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、長野県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と連携を図ります。

（2）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において円滑な支援が行われるよう、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所との緊密な連携を図ります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

- ・ 障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。特に保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所(園)、幼稚園、小学校等における育ちの場での支援に協力できる体制の構築を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・ 重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズを把握し、支援体制の充実を図ります。
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要となっています。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、今後設置される協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進するといった役割を担っています。
- ・ 引き続きコーディネーター養成研修などを通じて、コーディネーターの人材育成に努めます。
- ・ 強度行動障がい児や医療的ケア児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材の育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- ・ 虐待を受けた障がい児に対しては、障がい児の状況に応じたきめ細やかな支援を行うように、児童相談所と連携します。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

- ・ 障害児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うよう、相談支援の人材の育成等を通じて、質の確保及び提供体制の整備を図ります。

2. 障がい児の「子ども・子育て支援」等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

- 障がい児の「子ども・子育て支援」等の利用ニーズについて、障がい児の保護者に対する調査を通じて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児本人や保護者の希望に沿った利用ができるよう、保育所(園)や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がい児の受け入れの体制整備について、検討していきます。
- 「千曲市子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、更に、関係部署等との連携・調整を進めます。

3. 障がい児の福祉サービスの見込み量と確保策

事業項目	事業内容
児童発達支援	障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 ※令和6(2024)年度から、「福祉型」「医療型」が一元化
放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後、または、休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上・下肢、または、体幹の機能障がいのある児童に、児童発達支援の事業内容及び治療を行います。 ※令和6(2024)年度から、「福祉型」「医療型」が一元化
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

● 見込み量の考え方

現在の利用者数、近年の傾向、障がい児・保護者のニーズ、特別支援学校でのニーズの掘り起し等を勘案して見込みました。

● 計画期間の見込み量（各年度月平均）

種 類	区分	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	386 人日分	510 人日分	612 人日分	737 人日分
	利用児童数	43 人	45 人	54 人	65 人
放課後等 デイサービス	利用日数	1,340 人日分	1,729 人日分	2,181 人日分	2,735 人日分
	利用児童数	125 人	143 人	164 人	187 人
保育所等 訪問支援	利用日数	3 人日分	8 人日分	12 人日分	19 人日分
	利用児童数	3 人	6 人	9 人	14 人
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	0 人日分	8 人日分	8 人日分	8 人日分
	利用児童数	0 人	2 人	2 人	2 人
障害児 相談支援	利用児童数	60 人	71 人	84 人	99 人
福祉型障害児 入所施設	利用児童数	1 人	2 人	2 人	2 人
医療型障害児 入所施設	利用児童数	4 人	4 人	4 人	4 人

● 確保の方策

- 障がい児及び保護者のニーズを把握し適正なサービス提供に努め、事業者が行うサービスの利用を希望する障がい児に対し、市と民間の事業所等との連携によって、必要なサービス量の確保を目指します。
- 放課後等デイサービスについては、不足することが懸念されているため、サービスの確保策について、地域自立支援協議会とも連携をして検討を行います。
- 障害児通所支援について利用者が適切なサービス支援を受けられるよう事業内容の周知等啓発活動を実施します。
- 居宅訪問型児童発達支援など、重症心身障がい児が地域で支援を受けられるような体制づくりを、圏域も含めて検討していきます。
- 成果目標との整合性を図りながら、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制を推進します。

第4節 サービス基盤整備の計画

施設入所者の地域生活への移行や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標の達成のためには、地域に十分なサービス提供基盤が整備されることが必要です。見込み量に対して整備の遅れているサービスについては、長野県との協働により、必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援のサービス提供基盤を整備します。

長野圏域における基盤整備の見込数値(出典:長野県障害福祉計画)

※サービス基盤整備は、圏域での設定項目となっているため、県が計画した数値と同じものを掲載

(単位:か所)

基盤整備 サービス名	単位	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	事業所数	64	65	66	66
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)		11	12	13	15
就労選択支援		---	1	1	1
就労移行支援		24	25	26	27
就労継続支援(A型)		21	25	27	29
就労継続支援(B型)		80	87	91	95
就労定着支援		15	15	16	17
療養介護		2	2	2	2
短期入所(福祉型)		30	57	61	65
短期入所(医療型)		4	4	4	4
自立生活援助		5	5	6	7
共同生活援助	住居数	192	205	215	224
うち日中サービス支援型		5	5	6	6
施設入所支援	事業所数	12	11	11	11
特定相談支援		59	65	72	78
一般相談支援(地域移行支援)		21	23	24	25
一般相談支援(地域定着支援)		21	23	25	26
児童発達支援		40	46	49	53
放課後等デイサービス		74	92	100	110
保育所等訪問支援		5	7	9	9
居宅訪問型児童発達支援		1	2	2	2
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		2	2	2	2
障害児相談支援		46	49	53	57

資料編

策定の経過

月 日	会議等	主な検討事項等
令和 5 年 8 月 21 日(月)	第1回 策定委員会	本計画策定の趣旨説明
令和 5 年 11 月 13 日(月)	第1回 小委員会	第 2 次障害者計画の評価と、第 3 次障害者計画素案の検討
平成 5 年 11 月 13 日(月)	第2回 小委員会	障害福祉計画(第 6 期)・障害児福祉計画(第 2 期)の評価と、障害福祉計画(第 7 期)・障害児福祉計画(第 3 期)素案の検討
令和 5 年 11 月 27 日(月)	第2回 策定委員会	小委員会でまとめた本計画素案の決定
令和 5 年 12 月 20 日(水)	地域自立支援協議会の意見聴取	本計画素案について検討
令和 6 年 1 月 4 日(木) ～令和 6 年 2 月 2 日(金)	パブリックコメント (市ホームページ等により意見を募集)	
令和 6 年 2 月 16 日(金)	第3回 策定委員会	地域自立支援協議会での意見、パブコメでの意見等を踏まえ本計画案を決定
令和 6 年 3 月	本計画決定	

千曲市障害者計画策定委員会要綱

平成 19 年 2 月 28 日

告示第 8 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定により千曲市障害者計画を策定するため、千曲市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員の代表
- (2) 保健、福祉団体等の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長、副会長それぞれ 1 名を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、千曲市障害者計画の策定が終了するまでの間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

千曲市障害福祉計画及び千曲市障害児福祉計画策定委員会要綱

平成23年3月29日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく千曲市障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく千曲市障害児福祉計画を策定するため、千曲市附属機関設置条例(令和5年千曲市条例第20号)第2条及び別表第2計画の策定等に係る附属機関の項の規定により設置する千曲市障害福祉計画及び千曲市障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 千曲・坂城地域自立支援協議会の代表
- (2) 保健、福祉団体等の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長、副会長それぞれ1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、千曲市障害福祉計画及び千曲市障害児福祉計画策定が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月23日告示第88号)

この告示は、平成29年8月23日から施行する。

附 則(令和5年9月27日告示第97号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

千曲市障害者計画策定委員名簿

(任期:令和5年8月 21 日～令和6年3月 31 日)

	団 体 名	氏 名	備 考
会長	千曲・坂城地域自立支援協議会	安 藤 正 幸	
副会長	千曲市社会福祉協議会	滝 沢 裕 一	
委員	千曲・坂城地域自立支援協議会	宮 地 優	
委員	千曲市民生児童委員協議会	北 村 雄 一 郎	
委員	千曲市身体障害者福祉協会	湯 本 康 幸	
委員	千曲市聴覚障害者協会	柳 澤 彰	
委員	千曲市手をつなぐ育成会	佐 藤 幸 子	
委員	千曲市精神障害者家族会	小 瀧 廣	
委員	千曲市視覚障害者福祉協会	尾 崎 政 昭	
委員	長野県稲荷山養護学校	小 川 広 幸	
委員	稲荷山医療福祉センター	吉 竹 永 興	
委員	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター	中 澤 範 子	
委員	公募	北 島 直 也	
委員	公募	小 山 照 枝	

(敬称略)



作品テーマ:「わたしの想いをブーケに込めて」

令和 4 年度に、障がいのあるなしに関わらず、だれもが参加できる余暇活動支援や交流の場の提供を目的として、千曲・坂城地域自立支援協議会(さん・さんネット部会)の主催により開催された「さんきゅーあーと展」において、当事者及び来場者で製作した共同作品です。

第 3 次千曲市障害者計画 千曲市障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)

令和6年3月 発行

発行者 千曲市

編 集 健康福祉部福祉課

住所:〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

電話:026-273-1111

FAX:026-273-8011

Eメール:fukushi@city.chikuma.nagano.jp